

市町の融資・助成制度等(資料提供市町のみ掲載)

(1) 市町共通融資(各市町で詳細の確認要)

◆◆ 市町小口資金

| | |
|--------|--|
| 融資対象 | 次のいずれにも該当するもの。※市町により異なりますので確認要 ア. 県制度融資の対象となる事業者(業種)であって、次のいずれかに該当するもの。 * 常用従業員が30人(商業・サービス業は10人)以下であること。 * 事業に従事する組合員が30人以下の企業組合。 * 常用従業員が30人以下の協業組合。 * 常用従業員が30人以下の医業を主たる事業とする法人。 イ. 原則として、市町内で申込日以前6ヶ月(市町により3ヶ月・1年の場合有り、要確認)以上引き続き同一業種に属する事業を営んでいること。 ウ. 事業税、県民税又は市町民税のいずれかについて、本制度の申込日以前において納期が到来した税額を完納していること。 |
| 資金使途 | 事業資金(設備・運転資金) |
| 融資限度額 | 700万円 ※ただし、別に市町長が定める場合は、その額とする。 |
| 融資利率等 | 利子補給率等が市町により異なりますので確認要 |
| 保証料等 | 協会の保証付 ※保証料確認要 |
| 融資期間 | 5年以内 |
| 償還方法 | 原則として、元金均等割賦償還 |
| 取扱金融機関 | 県内各金融機関 |
| 相談窓口 | 県内各金融機関 各市町の担当課、商工会議所・商工会等 |

◆◆ 短期経営改善資金

| | |
|--------|--|
| 融資対象 | 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、常時使用する従業員の数が、50人(卸・小売・サービス業は20人)以下のもの。 ※市町により異なりますので確認要 |
| 資金使途 | 仕入・決済・賞与等運転資金。(※融資受付時期に注意) |
| 融資限度額 | 1企業 700万円 1組合 1,500万円(ただし、組合員に対する転貸融資の場合は、1組合1億円でかつ1組合員当たり700万円) ※ただし、別に市町長が定める場合は、その額とする。 |
| 融資利率等 | 県利子補給率や市町利子補給率により異なりますので確認要 |
| 保証料等 | 協会の保証付 ※保証料確認要 |
| 融資期間 | 5ヶ月以内 |
| 償還方法 | 元金均等割賦償還又は一括償還 |
| 取扱金融機関 | 県内各金融機関 |
| 相談窓口 | 県内各金融機関 各市町の担当課、商工会議所・商工会等 |



(2) 下 田 市

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 年2.08%
(市利子補給率 年1.0% ※ただし、基準金利が2.5%未満の場合は利子補給なし)
※平成28年4月1日～平成30年3月31日の2年間は、この要件を廃止します。
信 用 保 証 等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問 い 合 せ 先 下田市役所産業振興課 TEL 0558-22-3914
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(52ページ)を参照

◆◆ 市経済変動対策特別資金

保 証 対 象 ①県の経済変動対策貸付金を借り受けた中小企業者
②中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び第1号の2に掲げる中小企業者
③市内で6ヶ月以上継続して同一事業を営んでいる者
④市税を完納している者
融 資 利 率 年1.8%(市利子補給率 年1.0% ただし、県融資利率が2.5%未満の場合は利子補給なし)
補 給 期 間 2年間
問 い 合 せ 先 下田市役所産業振興課 TEL 0558-22-3914

(3) 南 伊 豆 町

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 年1.90%(基準金利 年2.08%、町利子補給額 年0.18%)
ただし、平成29年3月31日までに申込を受理した融資に係る町利子補給率については
1%
信 用 保 証 等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問 い 合 せ 先 南伊豆町役場商工観光課 TEL 0558-62-6300
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(52ページ)を参照

◆◆ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.60%(基準金利 年2.06%、県利子補給率 年0.26%、町利子補給率 年0.20%)
ただし、平成29年3月31日までに申し込みを受理した融資に係る町利子補給率について
は1%
信 用 保 証 等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問 い 合 せ 先 南伊豆町役場商工観光課 TEL 0558-62-6300
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資(52ページ)を参照

◆◆ (4) 松 崎 町 ◆◆

◆◆ 小口資金

利 子 補 給 率 町利子補給率 年0.18%
信用保証等 協会の保証付きとし、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 松崎町役場企画観光課 TEL 0558-42-3964
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 短期経営改善資金

利 子 補 給 率 町利子補給率 年0.20%
信用保証等 協会の保証付きとし、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 松崎町役場企画観光課 TEL 0558-42-3964
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 工業施設整備資金利子補給金

補給対象者 次のア、イに該当する者
ア. 町内に事業所又は工場を有し1年以上継続して事業を営み、常時使用する従業員数が50人以下の法人又は個人
イ. 町内に事業用の建物を新增築するため、国・県の融資制度等により資金（借入限度額50,000千円）を年4.7%以上の利率で借り受けた事業者
利子補給金 支払利子の年1.4%
利子補給期間 5年以内
取扱窓口 松崎町商工会
問い合わせ先 松崎町役場企画観光課 TEL 0558-42-3964

◆◆ 緊急経済対策融資資金利子補給金

補給対象者 次のア、イのいずれかに該当する中小企業者で、償還実績提出時における町税等について完納しているもの
ア. 町で法第2条第4項第5号の認定を受け、緊急保障制度等を活用し、金融機関から事業資金の融資を受けたもの
イ. 静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱第3項に規定する経営安定資金及び中小企業災害対策資金に係る運転資金で、松崎町緊急対策融資資金利子補給金交付要綱第3条第1項第2号のア、イに掲げる全てに該当する融資を受けた者
利子補給金 20万円を限度（年利率0.5%以内）
利子補給期間 平成30年3月31日まで
問い合わせ先 松崎町役場企画観光課 TEL 0558-42-3964



(5) 西伊豆町

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 年1.00% (基準金利 1.98% 町利子補給率 0.98%)
 ※平成29年4月1日～平成30年3月31日受付分
 信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
 問い合わせ先 西伊豆町まちづくり課 TEL 0558-52-1966
 ※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資 (52ページ) を参照

◆◆ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.00% (基準金利 2.06% 県利子補給率 0.26% 町利子補給率 0.80%)
 ※平成29年4月1日～平成30年3月31日受付分
 信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
 問い合わせ先 西伊豆町まちづくり課 TEL 0558-52-1966
 ※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資 (52ページ) を参照

(6) 河津町

◆◆ 商工業施設整備資金利子補給金

補 給 対 象 本町に本社 (本店) が登録されている法人若しくは本町に納税申告をしている個人事業
 者並びに本町の住所を有するもので、新規に商工業を営もうとする者のうち、常時使用
 する従業員の数が20人以下の事業者とする。ただし、不動産貸付業については、対象と
 しない。
 町区域内に事業用の建物並びに設備の新・増設及び改築に要する資金を、国民生活金融
 公庫の普通貸付金利以上の利率で借り受けた場合に金融機関に支払う利息額に対し利子
 補給する。
 利 子 補 給 率 利子補給金算出基礎額の2%の利子相当額
 *建物の新・増設及び改築 1千万円以上5千万円までの借入金
 *設備の新・増設及び改造 3百万円以上2千万円までの借入金
 (ただし、同一事業者が建物及び設備資金を合わせて借り入れた場合の算出基礎額は、
 5千万を上限とする)
 補 給 期 間 確認要
 問い合わせ先 河津町役場産業振興課 TEL 0558-34-1946 又は 河津町商工会 TEL 0558-34-0821

◆◆ 小売業者強化市業費補助金

補助対象事業 既存の又は新たに情報通信媒体等を活用して、経営改善を図る事業
 補 助 率 2分の1
 限 度 額 1件につき5万円以上30万円以下とする
 対 象 経 費 ①販路拡大、集客のためにホームページ等を新規作成、改修するための委託費用
 ※ホームページ等を自作する場合の経費、パソコン、デジタルカメラ、スキャナー等
 の機器購入費は対象外
 ②集客のため、インターネット等を活用した新たなシステム等を作成するための初期費用。
 ※メール配信システム等。作成した後の維持費は含まない。

- ③商標登録、意匠登録にかかる費用
※特許庁や弁理士等に支払う費用
- ④ホームページ等制作に向けた講習会開催費用
- ⑤個人事業者が継続的に使用できるチラシ（リーフレット）制作費用
※広告チラシは該当しないが、新規事業者一回については該当

補助件数

一事業者あたり原則として一件とする。
ただし④ホームページ等制作に向けた講習会開催については、二回以内で対象とする。
また特別な事情により町長が認める事業についてはこの限りではない。

問い合わせ先

河津町役場産業振興課 TEL 0558-34-1946

(7) 東伊豆町.....

◆◇ 短期経営改善資金

利子補給率 町利子補給率 年0.20%
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 東伊豆町役場観光商工課 TEL 0557-95-6301
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

(8) 熱海市.....

◆◇ 小口資金

利子補給率 市利子補給率 年1.00%
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 熱海市役所観光経済課産業振興室 TEL 0557-86-6204
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◇ 短期経営改善資金

利子補給率 市利子補給率 年0.40%
信用保証等 保証協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 熱海市役所観光経済課産業振興室 TEL 0557-86-6204
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

(9) 伊東市.....

◆◇ 小口資金

融資対象者 市内で1年以上引き続き同一業種を営んでいる中小企業者
融資限度額 700万円以下
融資利率等 年0.88%（基準金利 年2.08% 市利子補給率 年1.20%）
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 伊東市役所産業課 TEL 0557-32-1734

◆◇ 経済変動対策資金貸付金利子補給金

| | |
|--------|-------------------------|
| 補給対象者 | 下記の融資を借り受けた伊東市内の中小企業者 |
| 対象資金 | 静岡県経済変動対策貸付 |
| 利子補給率 | 融資利率の2分の1以内で年1%を上限とする |
| 対象限度額 | 3,500万円 |
| 補給期間 | 1年間 |
| 問い合わせ先 | 伊東市産業課 TEL 0557-32-1734 |

◆◇ 経営安定資金貸付金利子補給金

| | |
|--------|--|
| 補給対象者 | 下記の融資を借り受けた伊東市内の中小企業者 |
| 対象資金 | 静岡県連鎖倒産防止貸付 静岡県信用保証協会の経営安定関連保証制度に基づく融資 |
| 利子補給率 | 融資利率の2分の1以内で年1%以内又は静岡県連鎖倒産防止貸付の利子補給率を上限とする |
| 対象限度額 | 3,500万円 |
| 補給期間 | 1年間 |
| 問い合わせ先 | 伊東市産業課 TEL 0557-32-1734 |

◆◇ 小規模事業者経営改善資金貸付金利子補給金

| | |
|--------|-------------------------|
| 補給対象者 | 下記の融資を借り受けた伊東市内の小規模事業者 |
| 対象資金 | 小規模事業者経営改善資金（日本政策金融公庫） |
| 利子補給率 | 融資利率の2分の1以内で年1%を上限とする |
| 対象限度額 | 2,000万円 |
| 補給期間 | 2年間 |
| 問い合わせ先 | 伊東市産業課 TEL 0557-32-1734 |

◆◇ 開業パワーアップ支援資金貸付金利子補給金

| | |
|--------|---|
| 補給対象者 | 下記の融資を借り受けた伊東市内の小規模事業者 |
| 対象資金 | 静岡県開業パワーアップ支援資金 新規開業資金及び女性、若者／シニア起業家支援資金（日本政策金融公庫） |
| 利子補給率 | 融資利率の2分の1以内で年1%又は静岡県開業パワーアップ支援資金の利子補給率を上限とする |
| 対象限度額 | 2,500万円 |
| 補給期間 | 1年間 |
| 問い合わせ先 | 伊東市産業課 TEL 0557-32-1734 |

◆◆ (10) 伊 豆 市 ◆◆

◆◆ 小口資金

利子補給率 市利子補給率 年0.18%
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 伊豆市役所観光商工課 TEL 0558-72-9911
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 短期経営改善資金

利子補給率 市利子補給率 年0.20%
信用保証等 静岡県の定めるところによる
問い合わせ先 伊豆市役所観光商工課 TEL 0558-72-9911
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 創業者支援事業補助金

補助対象者 市内で創業をした個人又は法人の代表者
補助金額 市内に設置した事業所の月ごとの賃借料の2分の1以内で限度額5万円を12月
市内に設置した事業所の設置工事経費の2分の1以内で限度額50万円
問い合わせ先 伊豆市役所観光商工課 TEL 0558-72-9911

◆◆ 創業資金利子補給金

補助対象者 開業パワーアップ支援資金、又は日本政策金融公庫の創業支援に係る資金の融資を受けた方
補助金額 創業資金の利子の額で、上限10万円
問い合わせ先 伊豆市役所観光商工課 TEL 0558-72-9911

◆◆ (11) 伊 豆 の 国 市 ◆◆

◆◆ 小口資金

利子補給率 年0.48%
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 伊豆の国市役所農業商工課 TEL 0558-76-8003
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 短期経営改善資金

利子補給率 年0.20%
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 伊豆の国市役所農業商工課 TEL 0558-76-8003
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照



(12) 函 南 町

◆◆ 小口資金

利子補給率 年0.18%
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 函南町役場産業振興課 TEL 055-979-8114
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 短期経営改善資金

利子補給率 年0.20%
信用保証等 協会の保証付き、県の定めるところによる
問い合わせ先 函南町役場産業振興課 TEL 055-979-8114
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

(13) 三 島 市

◆◆ 小口資金

融資利率等 年1.00%（基準金利 年2.08%、市利子補給率 年1.08%）
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 三島市役所商工観光課 TEL 055-983-2655
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 短期経営改善資金

融資利率 年1.50%（基準金利 年2.06%、県利子補給率 年0.26% 市利子補給率 年0.30%）
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 三島市役所商工観光課 TEL 055-983-2655
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 中小企業団体等近代化資金

融資対象者 1. 事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合又はその組合員
2. 市内に住所及び事業所を有していること
3. 市税完納者
資金使途 設備及び運転資金
融資限度額 組合 1億円
組合員 5,000万円
融資利率等 利率、保証証等、その他要件確認要
返済方法 元金均等月賦償還（据置期間 1年以内）
融資期間 7年以内
申込窓口 商工組合中央金庫沼津支店
問い合わせ先 三島市役所商工観光課 TEL 055-983-2655
商工組合中央金庫沼津支店 TEL 055-920-5000

◆◆ 中小企業経済変動特別対策資金利子補給補助金

| | |
|--------|--|
| 融資対象者 | 下記の融資を借り入れた三島市内の中小企業者 |
| 対象資金 | 日本政策金融公庫（小規模事業者経営改善資金 通称：マル経融資） ※対象企業・制度等、確認要 |
| 補給率 | 年1.00%の利子相当額（融資限度額1,000万円） |
| 補給期間 | 2年以内 |
| 問い合わせ先 | 三島市役所商工観光課 TEL 055-983-2655 |

◆◆ 創業等経営支援特別対策資金利子補給補助金

| | |
|--------|--|
| 融資対象者 | 下記の融資を借り受けた市内に事業所を有する中小企業者又は市内で創業しようとする方 |
| 対象資金 | 静岡県特別政策資金（開業パワーアップ支援資金） 日本政策金融公庫（新創業融資制度） |
| 補給率 | 年3.00%以内の利子相当額（融資限度額1,000万円） |
| 補給期間 | 2年以内 |
| 問い合わせ先 | 三島市役所商工観光課 TEL 055-983-2655 |

◆◆ 中小企業出展事業費補助金

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | 自社製品の販路を拡大するため、展示会、見本市その他これらに準ずるものに出展する 市内の中小企業者及び中小企業団体 |
| 補助対象経費 | ・展示会の会場又は小間の使用料 ・展示会の会場又は小間で使用する備品の借上げ料 |
| 補助額 | 補助対象経費の2分の1以内（上限20万円） |
| 問い合わせ先 | 三島市役所商工観光課 TEL 055-983-2655 |

◆◆ 空き店舗対策事業補助金

| | |
|--------|---|
| 対象事業 | 商店街の賑わい創出に効果のある業種で、且つ事業継続が可能と認められる事業とする |
| 補助対象店舗 | ・指定区域内にあり、商店会の存在する地域の1階店舗 ・原則3ヶ月以上空き店舗となっていた店舗 |
| 補助対象者 | 空き店舗を活用し、小売業、サービス業等を開業する者で以下の条件をすべて満たすもの ①三島商工会議所の会員となり、経営指導を受けていること ②出店地域の商店会へ加入し、商店会の推薦を受けること ③営業にあたり必要な許認可等をうけていること ④昼間営業をおこなうこと |
| 補助対象経費 | ・12箇月分の賃借料（開業から2年以内で且つ開業前に当該補助金に係る事前協議が済んでいること） ・改修費（発注先は市内に事業所を置くものに限る） |
| 補助額 | 補助対象経費の2分の1以内 ・強化区域（大通り・芝町通り・一番町駅前通り） 上限200万 ・その他区域 上限100万 |
| 問い合わせ先 | 三島市役所商工観光課 TEL 055-983-2655 |

◆◇ 経営革新事業補助金

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 補助対象者 | 中小企業等経営強化法に基づき、静岡県に経営革新計画を承認された市内の事業者 |
| 補助対象経費 | 経営革新計画の実施に要する経費 |
| 補助額 | 補助対象経費の3分の2以内で、上限100万円 |
| 問い合わせ先 | 三島市役所商工観光課 TEL 055-983-2655 |

◆◇ 三島市ファルマバレープロジェクト関連事業所集積促進事業補助金

(1) 家賃等補助

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | 医薬品医療機器等法の業の許可を持つ企業（※店舗販売業は除く） または静岡県創業者育成施設（インキュベートセンター）出身企業 |
| 補助対象経費 | ※下記 (a)・(b) は併用可能 (a) 事務所等の賃借料（敷金、礼金、共益費、消費税は除く） (b) ①事務所等の改修費及び通信環境整備費②三島市民の新規雇用 |
| 補助額 | (a) 補助対象経費の2分の1以内で、1月につき上限10万円 (b) ①補助対象経費の3分の2以内 ②正社員1人につき25万円 ①と②を合わせて上限100万円 |
| 補助期間 | (a) 1企業につき36月分（3年間で最大360万円） (b) 1企業1回限り |

(2) 開発生産事業費補助

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | ファルマバレーセンターを含むコンソーシアムに参画し、開発生産事業を行う三島市内の企業 |
| 補助対象経費 | 開発生産事業に要する原材料費、機械装置費、外注加工費等 |
| 補助額 | 補助対象経費の3分の2以内 上限100万円 |
| 問い合わせ先 | 三島市役所企業立地推進課 TEL 055-983-2715 |

◆◇ 三島市サテライトオフィス等進出事業費補助金

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | 三島市内にオフィス等を賃借して事業所を開設するIT企業等 |
| 補助対象経費 | ※下記 (a)・(b) は併用可能 (a) オフィス等の賃借料（敷金、礼金、共益費、消費税は除く） (b) ①オフィス等の改修費及び通信環境整備費②三島市民の新規雇用 |
| 補助額 | (a) 補助対象経費の2分の1以内で、1月につき上限10万円 (b) ①補助対象経費の2分の1以内 ②正社員1人につき25万円 ①と②を合わせて上限100万円 ただし②は上限50万円 |
| 補助期間 | (a) 1企業につき36月分（3年間で最大360万円） (b) 1企業1回限り |
| 問い合わせ先 | 三島市役所企業立地推進課 TEL 055-983-2715 |



(14) 小 山 町

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 年1.00% (基準金利 年2.08%、町利子補給率 年1.08%)
 ※平成30年3月31日受付分まで
 信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
 問い合わせ先 小山町役場商工観光課 TEL 0550-76-6114
 ※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資 (52ページ) を参照

(15) 御 殿 場 市

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 年1.00% (基準金利 年2.08%、市利子補給率 年1.08%)
 ※平成30年3月31日受付分まで
 信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところとする
 問い合わせ先 御殿場市役所商工振興課 TEL 0550-82-4683
 ※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資 (52ページ) を参照

(16) 裾 野 市

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 年1.00% (基準金利 年2.08%、市利子補給率 年1.08%)
 ※平成30年3月31日までの受付分
 信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
 問い合わせ先 裾野市役所商工観光課 TEL 055-995-1857
 ※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資 (52ページ) を参照

◆◆ 中小企業販路拡大補助金

補 助 対 象 者 市内に事業所を有する中小企業者で市税の滞納がないもの
 補助対象事業 自社製品又は技術を展示会、見本市等に出展する際の小間料又は会場使用料、会場装飾料、備品借上料、印刷製本費、通信運搬費
 補 助 額 補助対象経費の2/3以内とし、20万円を限度とする
 ※平成30年3月31日まで
 問い合わせ先 裾野市役所商工観光課 TEL 055-995-1857

◆◆ 中小企業経営革新事業補助金

補 助 対 象 者 市内に事業所を有する中小企業者で市税の滞納がないもの
 補助対象事業 県知事の承認を受けた経営革新計画に従って行われる事業に要する経費のうち、市長が必要と認めたもの
 補 助 額 補助対象経費の1/2以内とし、一の経営革新事業につき100万円を限度とする
 ※平成30年3月31日まで
 問い合わせ先 裾野市役所商工観光課 TEL 055-995-1857

◆◆ 特別政策資金利子補給

| | | | |
|--------|--|------------------|--|
| 補給対象者 | 以下の資金を借り入れた市内中小企業者で市税の滞納がないもの | | |
| 補給対象制度 | 〈県特別政策資金〉 開業パワーアップ支援資金 新分野貸付 経営革新等貸付 成長産業分野支援貸付（開業パワーアップ支援資金要件、新分野貸付要件、経営革新等貸付要件に限る） クラスター産業分野支援貸付 〈国制度〉 総合特区支援利子補給金に係る貸付 | | |
| 補給率 | 0.47% | | |
| 補給期間 | 県制度 | 10年 | |
| | 国制度 | 5年 | |
| 問い合わせ先 | 裾野市役所商工観光課 | TEL 055-995-1857 | |

(17) 清 水 町

◆◆ 小口資金

| | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|------------------|--|
| 融資利率 | 年1.00%（基準金利 年2.08%、町利子補給率 年1.08%） | | |
| 信用保証等 | 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる | | |
| 問い合わせ先 | 清水町役場産業観光課 | TEL 055-981-8239 | |
| ※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照 | | | |

◆◆ 短期経営改善資金

| | | | |
|--------------------------------------|---|------------------|--|
| 融資利率 | 年1.50%（基準金利 年2.06%、県利子補給率 年0.26% 町利子補給率 年0.30%） | | |
| 信用保証等 | 保証協会の定めによる | | |
| 問い合わせ先 | 清水町役場産業観光課 | TEL 055-981-8239 | |
| ※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照 | | | |

◆◆ 中小企業支援補助金

町内中小企業が、事業の拡大及び経営安定基盤の安定化事業を実施する経費を補助します。

対 象 ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者
・ 清水町内に本社又は事業所を有し、原則1年以上継続して同一事業を営んでいる者であって次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

① 県外販路拡大事業

| | |
|-------|------------------------------|
| 対 象 | 自社製品の販路拡大のための展示会や見本市などに出展する方 |
| 補 助 額 | 出展や運送費用などの2分の1以内の額 |
| 限 度 額 | 1事業者につき20万 |

②人材育成支援事業

対 象 事業に関連ある国家・公的・民間資格などを従業員に取得させた事業主
補 助 額 受験手数料や講習受講費用などの2分の1以内の額
限 度 額 1事業所につき20万円

③設備投資補助事業

対 象 取得価格200万円以上で、耐久要年数5年以上の新たな機械・装置を設置し、固定資産税の償却資産を申告した方
補 助 額 当該資産に対する固定資産税相当額に5を乗じた額
限 度 額 1事業所につき100万円

④企業 PR 支援事業

対 象 情報発信のためのCMや人材募集広告などを作成する方
補 助 額 CM や広告作成費用などの2分の1以内の額
限 度 額 1事業所につき20万円

⑤公衆用施設等設置事業

対 象 500万円以上の設置工事経費がかかる不特定多数の者が利用する公衆用施設を設置する方
補 助 額 設置工事1件につき定額100万円

⑥人材雇用支援事業

対 象 企業PR支援事業を活用した結果、町内に居住する正規労働者を雇用し、1年を経過した方
補 助 額 対象正規労働者1人につき20万円

⑦地域通貨制度導入支援事業

対 象 清水町地域通貨「ゆうすいポイント」加盟店
補 助 額 加盟月数に1,000円を乗じた金額
限 度 額 1万円
問い合わせ先 清水町役場産業観光課 産業振興係 TEL 055-981-8239

(18) 長 泉 町.....

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 運転資金 年1.00%
※基準金利 2.08%、町利子補給率 1.08%
設備資金 年1.00%
※基準金利 2.08%、町利子補給率 1.08%
ただし、運転及び設備資金ともに平成29年4月1日～平成30年3月31日までの間とする。

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

問い合わせ先 長泉町役場産業振興課 TEL 055-989-5516

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 中小企業産学共同研究支援補助金

新技術の導入や技術の高度化のために、大学等と共同研究する場合に1/2を補助する。上限は20万円とする。（ただし、同一製品に関する研究については、補助期間の限度を3年とする。）

※平成31年3月31日まで

問い合わせ先 長泉町役場産業振興課 TEL 055-989-5516

◆◆ 中小企業新製品等開発事業補助金

新製品、新技術及び新サービスの開発、提供に挑戦する中小企業に1/2を補助する。その他の補助金を受けている場合は、その額を差し引いた額。上限は50万円とする。（ただし、県の経営革新計画の承認を受けて計画に従って行う事業で、平成31年2月28日までに完了予定のもの）

※平成31年3月31日まで

問い合わせ先 長泉町役場産業振興課 TEL 055-989-5516

◆◆ 中小企業販路拡大事業補助金

自らが開発した新製品又は新技術を展示会や見本市に出展する場合に会場使用料の1/2を補助する。上限は10万円とする。

※平成31年3月31日まで

問い合わせ先 長泉町役場産業振興課 TEL 055-989-5516

◆◆ 産業財産権取得補助金

補助対象者 中小企業の技術、新製品等の開発を促進するとともに、その保護を図るため、産業財産権を取得した町内の中小企業者等で次に掲げるもの

- (1) 町内に本社又は主たる事業所を有すること
- (2) 町税等を完納していること
- (3) 同一年度に、この要綱による補助金の交付を受けていないこと
- (4) 同一の産業財産権について、他の同種の補助を受けていないこと

補助対象経費 国内における産業財産権を取得するために行った出願に要する経費（特許権については、原則として出願審査の請求を同時に行ったものに限る。）で、次に掲げるものとする。

- (1) 出願料
- (2) 出願審査請求料
- (3) 登録料
- (4) 弁理士手数料
- (5) 先行技術調査料

補助金の額 経費の合計額に1/2を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

産業財産権の取得に当たり共同出願を行った場合の補助金の額は、補助対象経費の負担割合により按分し、それぞれの補助金の額を決定する。

申請時期 産業財産権を取得した日から30日以内

※平成30年3月31日まで

問い合わせ先 長泉町役場産業振興課 TEL 055-989-5516

◆◆ 中小企業緊急時事業継続計画（BCP）策定等支援補助金

| | |
|--------|--|
| 補助対象等 | 補助金の交付を受けることができる者は、町内に事業所を有する中小企業者で、町税等の未納がないものとする |
| 補助対象経費 | 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする （１）BCPを策定する際の専門家の派遣に要した費用 （２）策定したBCPに基づき実施する訓練、備品購入等の対策に要した費用 （３）その他町長がBCPの策定の支援として必要と認める費用 |
| 補助金の額 | 補助金の額は、補助対象経費の実費から当該補助金以外の補助金を差し引いた額とし、10万円を限度とする。 補助金の交付は、1中小企業者1回限りとする ※平成30年3月31日まで |
| 問い合わせ先 | 長泉町役場産業振興課 TEL 055-989-5516 |

◆◆ 長泉町地域産業立地事業費補助金

町内で工場や研究所、物流施設を新規に立地した場合に、用地取得費と新規雇用に対して静岡県と協調して補助する

| | |
|-----------|--|
| 補助対象 | 製造業、物流施設、研究所、ソフトウェア業 |
| 用地取得経費補助率 | ファルマバレープロジェクト参画企業、成長分野または研究所30% その他20% |
| 新規雇用経費補助額 | 従業員1人あたり100万円 |
| 限度額 | ファルマバレープロジェクト参画企業、成長分野または研究所3億円 その他2億円 ※業務開始時の新規雇用人数を、補助金交付年度から3年間維持すること |
| 設備投資額要件 | 工場または物流施設5億円以上 （用地取得面積1万㎡以上3万㎡未満3億円以上 用地取得面積1万㎡未満1億円以上） 研究所1億円以上 |
| 問い合わせ先 | 長泉町役場産業振興課 TEL 055-989-5516 |

(19) 沼津市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◆ 小口資金

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 融資利率等 | 年1.00%（基準金利 年2.08%、市利子補給率 年1.08%） |
| 信用保証等 | 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる |
| 問い合わせ先 | 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4749 |

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 短期経営改善資金

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 融資利率等 | 年1.40%（県制度融資利率 年1.80%－市利子補給率 年0.40%） |
| 信用保証等 | 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる |
| 問い合わせ先 | 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4749 |

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 近代化資金等利子補給

| | |
|-------------|--|
| 融 資 対 象 | 1. 近代化資金及び経営安定資金 ア. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に基づく事業協同組合、企業組合、商工組合、協業組合等 イ. 商店街振興組合法に基づく商店街振興組合 ウ. 市内に住所及び店舗、工場又は事業所を有するもの エ. 市税を完納していること 2. 集団化資金 ア. 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第2条第1項第3号に規定する工場等集団化計画等に基づき事業を行う事業協同組合等 イ. 市内に住所を有するもの ウ. 市税を完納していること |
| 資 金 使 途 | 1. 近代化資金 経営合理化のための設備であって、品質・精度又は能率の向上が期待できるものなど 2. 経営安定資金 生産・販売の増加又は減少及び在庫調整に必要な資金など 3. 集団化資金 土地取得及び造成資金など |
| 融 資 限 度 額 | 1. 近代化資金及び経営安定資金 組 合 1億円 組合員 4,000万円 2. 集団化資金 総事業費の10%以内 |
| 融 資 利 率 | 長期プライムレートを市利子補給率（年0.30%） |
| 融 資 期 間 | 1年以上7年以内 |
| 問 い 合 わ せ 先 | 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4749 商工組合中央金庫沼津支店 TEL 055-920-5000 |

◆◆ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

| | |
|-------------|--|
| 融 資 対 象 | 沼津商工会議所又は沼津市商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金を借り受けた方 |
| 対 象 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に申込みされたもの |
| 資 金 使 途 | 運転資金・設備資金 |
| 貸付限度額 | 2,000万円 |
| 貸付利率 | 変動（市利子補給率 年1%） |
| 返 済 期 間 | 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 |
| 利子補給期間 | 1年間 |
| 問 い 合 わ せ 先 | 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4749 |

◆◆ ニュービジネス創出事業補助金

補助対象者 市内に事業所を有し、中小企業等経営強化法の承認を受けた事業を行う中小企業者
補助対象 承認を受けた経営革新計画に基づく事業のうち、研究開発事業費、需用費、役務費など
補助額 補助対象経費の1/2以内で、100万円を限度
問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4799

◆◆ 商店街共同施設設置費補助金

補助対象者 ア. 商店街振興組合
イ. その他市長がこれに準ずると認めた団体
補助対象 商店街共同施設の新設又は増改築等に要する経費（用地取得に係る経費は除く。）で、その額が50万円を超えるもの
補助限度額 ア. 設置費が1億円以下の場合 30%以内
イ. 設置費が1億円を超え3億円までの場合 10%以内
ウ. 設置費が3億円を超える場合 その都度市長が定める
問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4748

◆◆ 地域資源活用開発支援事業補助金

補助対象者 ア. 市内に主たる事業所を有する中小企業者等（製造業）
イ. 納期が到来した市税に未納がないこと
補助対象 地域資源※を活用した新製品の開発・提供等を行う場合の原材料及び副資材費、機械装置費・工具器具費、公設試験研究機関との共同研究費、外注費など
※地域資源とは、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第2条第2項により認定されたもので、本市に関係するもの
補助額 最大50万円（補助対象経費の1/2以内）
問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4748

◆◆ 中小企業販路開拓支援事業補助金

補助対象者 ア. 市内に事業所を有する中小企業者等
イ. 納期が到来した市税を完納していること
ウ. 出展に関する事業計画について沼津地域中小企業支援センター職員等の指導を受けていること
補助対象 新製品・新技術の展示会等への出展に要する経費のうち小間料、小間装飾料、備品借上料、専門家謝金
補助額 最大10万円（補助対象経費の1/2以内）
問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 TEL 055-934-4799

(20) 富 士 市

◆◆ 小口資金

- 融 資 対 象 従業員30人（商業・サービス業10人）以下の法人または個人で、市内に主たる工場・事業所を有するもの。3か月以上継続して同一事業を営んでいるもの。
- 融 資 利 率 等 年1.60%（基準金利 年2.08%、利子補給率 年0.48%）
- 信 用 保 証 等 保証協会の保証付き、保証料は保証協会の定める率
- 問 い 合 わ せ 先 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2952
- ※資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 短期経営改善資金

- 融 資 対 象 静岡県制度である短期経営改善資金を申込み従業員50人（商業・サービス業20人）以下の法人または個人で、市内に主たる工場・事業所を有するもの。1年以上継続して同一事業を営んでいるもの。
- 融 資 利 率 等 年1.50%（基準金利 年2.06%、県利子補給率 年0.26%、市利子補給率 年0.30%）
- 信 用 保 証 等 保証協会の保証付き、保証料は保証協会の定める率
- 問 い 合 わ せ 先 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2952
- ※資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 経済変動対策貸付資金

- 融 資 対 象 静岡県制度である経済変動対策貸付を申込み中小企業者等で、市内に主たる工場・事業所を有するもの。1年以上継続して同一事業を営んでいるもの。
- 資 金 使 途 運転資金・設備資金
- 融 資 限 度 額 5,000万円
- 融 資 利 率 等 年1.3%（基準金利 年2.07%、県利子補給率 年0.47% 市利子補給率 年0.3%）
（セーフティネット5号併用の場合：
基準金利 年1.97%、県利子補給率 年0.47% 市利子補給率 年0.2%）
- 信 用 保 証 等 保証協会の保証付き、保証料は保証協会の定める率
- 融 資 期 間 10年以内（設備資金3年以内、運転資金2年以内措置）
- 問 い 合 わ せ 先 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2952

◆◆ 小規模企業者貸付資金

- 融 資 対 象 静岡県制度である小口零細企業貸付を申込み従業員20人（商業又はサービス業5人）以下の法人・個人で、市内に主たる工場・事業所を有するもの。1年以上継続して同一事業を営んでいるもの。
- 資 金 使 途 運転資金・設備資金
- 融 資 限 度 額 全ての信用保証協会の保証付き既借入残高と合計で1,250万円
- 融 資 利 率 等 年1.3%（基準金利 年1.98%、県利子補給率 年0.18%、市利子補給率 年0.5%）
- 信 用 保 証 等 保証協会の保証付き、保証料は保証協会の定める率
- 融 資 期 間 10年以内（1年以内措置可）
- 問 い 合 わ せ 先 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2952

◆◆ 開業パワーアップ支援資金

| | |
|--------|--|
| 融資対象 | 静岡県特別政策資金融資制度要綱に定める開業パワーアップ支援資金を借り受ける方で、富士市内で創業しようとする方又は創業して5年未満の方 |
| 資金用途 | 創業等又は創業等により行う事業に必要な設備資金、運転資金 |
| 融資限度額 | 2,500万円又は3,000万円（後者は国の認定特定創業支援事業による支援を受けた事業者が対象） |
| 貸付利率 | 1. 創業関連保証・創業等関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証 年0.5%以内（金融機関所定金利 年1.97%以内 県利子補給率0.47%以内 市利子補給率1.00%以内） 2. 普通保証 年0.6%以内（金融機関所定金利 年2.07%以内 県利子補給率0.67%以内 市利子補給率1.00%以内） ※1、2いずれも県の成長産業分野支援貸付に該当する場合は、金融機関所定金利上限なし、県利子補給率0.67%以内、市利子補給率1.00%以内となります。 |
| 信用保証等 | 保証協会の保証付き、保証料は保証協会の定める率 |
| 融資期間 | 10年以内（1年以内措置） |
| 利子補給期間 | 2年間 |
| 問い合わせ先 | 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2952 |

◆◆ 経営活性化資金

| | |
|--------|--|
| 融資対象 | 次のいずれかに該当する組合又は組合員で、市内に住所及び店舗、工場又は事業所を有するもの 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号の中小企業団体 2. 商店街振興組合法に基づく商店街振興組合 |
| 資金用途 | ア. 近代化資金 *生産、加工、販売、購買、保管、運送等に係る共同施設の設置に要する資金 *経営合理化のための設備であって、品質、精度又は能率の向上が期待できるものの設置に要する資金 *店舗、工場又は事業所の近代化のための改築又は増築に要する資金 イ. 経営改善資金 *資本構成の不均衡を是正するのに要する資金 *生産又は販売の増加又は減少及び在庫調整に要する資金 |
| 融資限度額 | 組合 1億円 組合員 5,000万円 |
| 融資利率等 | （短期）短期プライムレート（保証付は、左記から -0.5%） （長期）長期プライムレート -0.4%（保証付は、左記から -0.5%）※0.1%を下限とする。※その他要確認 |
| 融資期間 | 7年以内（1年以内据置可） |
| 問い合わせ先 | 商工組合中央金庫 沼津支店 TEL 055-920-5000 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2952 |

◆◆ マル経融資

| | |
|--------|---|
| 融資対象 | 富士商工会議所又は富士市商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫のマル経資金を借り受けた方 ※富士商工会議所等の非会員についても利用可 |
| 対象期間 | 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に申込みされたもの |
| 資金用途 | 運転資金・設備資金 |
| 貸付限度額 | 2,000万円 |
| 貸付利率 | 申込先にお問い合わせください（市利子補給率 年0.5%） |
| 融資期間 | 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 |
| 利子補給期間 | 2年間 |
| 問い合わせ先 | 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2952 |

◆◆ はばたき支援事業補助金・海外販路開拓支援事業補助金

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 市内の中小企業者及び中小企業団体 |
| 補助対象経費 | 市内の工場等で製造された自らの製品を展示会、見本市等に出展する際の次に掲げる経費 ①会場又は小間の使用に要する経費 ②会場内又は小間内の装飾に要する経費 ③会場内における備品の借上げに要する経費 ④出展する製品の搬送に要する経費（国外の展示会・見本市のみ） ⑤出展に係る現地通訳に要する経費（国外の展示会・見本市のみ） |
| 補助率・額 | 国内の展示会・見本市（はばたき支援事業） 補助対象経費の1/2 限度額20万円 国外の展示会・見本市（海外販路開拓支援事業） 補助対象経費の2/3 限度額60万円 ※1事業者につき、両事業を通算して、5年間で3回まで、かつ同一年度内1回まで |
| 問い合わせ先 | 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779 |

◆◆ 産業財産権取得事業補助金

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 産業財産権を取得しようとする市内の中小企業者等で、次に掲げるもの。 ア. 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者 イ. 事業協同組合などの中小企業団体 ウ. 商店街振興組合など |
| 補助対象経費 | 国内における特許権（原則、出願と同時に出願審査の請求を行う場合に限り）・実用新案権・意匠権・商標権の出願経費で次の経費 ○出願料 ○弁理士手数料 ○先行技術調査費用 ○図面作成料 ○特許権に係る出願審査の請求料 ○実用新案権に係る登録料 |
| 補助率・額 | 対象経費の1/2以内 限度額30万円 |
| 補助回数 | 1社当たり同一年度内に産業財産権ごと1回 ただし、同一年度内の合計補助額は30万円を超えないものとする。 |
| 申請時期 | 出願した日から30日以内 |
| 問い合わせ先 | 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779 |

◆◆ 産学連携ものづくりチャレンジ補助金

| | |
|--------|--|
| 対象事業 | 新製品、新技術、製造・生産方法の開発を目的として、大学及び短大、高等専門学校、公的研究機関並びにこれらと同様の水準を有すると認められる外国の教育機関及び試験研究機関と連携して実施する研究及び開発に関する事業 |
| 補助対象者 | ①市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び中小企業団体のうち、製造業を営む者 ②上記の者を含む2社以上の企業で組織される共同体（グループ） ※一事業者当たり、同一年度内1回（産学連携CNFチャレンジ補助金との併用は不可） |
| 補助対象経費 | ・連携する大学等に支払う経費 ・原材料及び副資材の購入に要する経費 ・機械装置、工具又は器具の購入又は借用に要する経費 ・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費 ・技術指導者の受入れに要する経費 ・その他市長が特に必要と認める経費 |
| 補助率・額 | 補助対象経費の2/3以内 限度額50万円 ※同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額を対象経費とする。 |
| 問い合わせ先 | 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779 |

◆◆ 産学連携CNFチャレンジ補助金

| | |
|--------|--|
| 対象事業 | CNFに関する新製品、新技術、製造・生産方法の開発を目的として、大学又は短大、高等専門学校、公的研究機関並びにこれと同様と認められる外国の教育、試験・研究機関と連携して実施する研究及び開発に関する事業 |
| 補助対象者 | ①市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び中小企業団体のうち、製造業を営む者 ②上記の者を含む2社以上の企業で組織される共同体（グループ） ※一事業者当たり、同一年度内1回（産学連携ものづくりチャレンジ補助金との併用は不可） |
| 補助対象経費 | ・連携する大学等に支払う経費 ・原材料及び副資材の購入に要する経費 ・機械装置、工具又は器具の購入又は借用に要する経費 ・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費 ・技術指導者の受入れに要する経費 |
| 補助率・額 | 補助対象経費の2/3以内 限度額100万円 ※同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額を対象経費とする。 |
| 問い合わせ先 | 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779 |

◆◆ CNFトライアル事業補助金

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | CNFの実用化に向けた試行に取り組む市内の中小企業者又は中小企業団体 |
| 補助対象経費 | 試行のために使用するCNFサンプルの購入代金 |
| 補助率・額 | 補助対象経費の2/3以内 限度額10万円 |
| 補助回数 | 1社当たり同一年度内にCNFメーカーごと1回まで。 ただし、同一年度内の合計補助額は10万円を超えないものとする。 |
| 問い合わせ先 | 富士市役所産業政策課 TEL 0545-55-2779 |

(21) 富士宮市.....

◆◆ 小口資金

| | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 融資利率 | 年1.60% |
| 信用保証等 | 信用保証協会の定めるところによる |
| 問い合わせ先 | 富士宮市役所商工振興課 知財戦略・商業係 TEL 0544-22-1295 |
| ※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照 | |

◆◆ 短期経営改善資金

| | |
|--------|--|
| 融資対象 | 1. 従業員50人（商業・サービス業は20人）以下の法人又は個人 2. 市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること |
| 資金使途 | 運転資金 |
| 融資限度額 | 700万円 |
| 融資利率等 | 年1.5%（基準金利 年2.06% 県利子補給率 年0.26% 市利子補給率 年0.30%） ※静岡県短期経営改善資金制度との協調融資 |
| 信用保証等 | 信用保証協会の定めるところによる |
| 融資期間 | 5ヶ月以内 |
| 返済方法 | 元金均等月賦償還、元利均等月賦償還又は一括償還 |
| 問い合わせ先 | 富士宮市役所商工振興課 知財戦略・商業係 TEL 0544-22-1295 |

◆◇ 中小企業育成融資

| | |
|--------|--------------------------------|
| 融資対象 | 商工中金に出資している中小企業団体とその構成員 |
| 資金用途 | 運転及び設備資金 |
| 融資限度額 | 商工中金の規定による |
| 融資利率等 | 商工中金所定の利率による |
| 融資期間 | 商工中金の規定による |
| 返済方法 | 一括償還又は元金均等割賦償還 |
| 問い合わせ先 | 商工組合中央金庫 沼津支店 TEL 055-920-5000 |

◆◇ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資） 利子補給金

| | |
|---------|---|
| 利子補給対象者 | ・富士宮商工会議所、又は芝川商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫のマル経融資金を借り受けた小規模事業者 ・融資の申込みの日以前から、市内において事業を営んでいること ・市税を完納していること |
| 利子補給金額 | 日本政策金融公庫に支払ったマル経融資資金に係る利子のうち、年利0.5%に相当する額 |
| 利子補給期間 | 2年間 |
| 利子補給方法 | 融資開始後1年間及び次の1年間の支払利子額に基づき、それぞれに利子補給する |
| 問い合わせ先 | 富士宮市役所商工振興課 知財戦略・商業係 TEL 0544-22-1295 |

◆◇ 空き店舗等対策事業

| | |
|--------------|--|
| 補助対象者 | 商店街の空き店舗を改修して出店する人、又は商店街の空き地に店舗を新築して出店する人 |
| 補助対象 対象業種 | 空き店舗の改修工事費、空き地利用の店舗建築工事費、店内備品納入費 小売、宿泊、飲食サービス、生活関連サービス業 |
| 補助限度額 | 補助対象経費の1/2以内で、空き店舗を改修して出店する場合は100万円、空き地に店舗を新築して出店する場合は200万円を限度 |
| 問い合わせ先 | 富士宮市役所商工振興課 知財戦略・商業係 TEL 0544-22-1295 |

◆◇ 中小企業新技術新製品出展事業費補助金

| | |
|--------|---|
| 補給対象者 | 中小企業新技術新製品出展事業を行う市内の中小企業者等 |
| 補助金の額 | 中小企業新技術新製品出展事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額（他の団体等から同趣旨の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額）の1/2に相当する額とし、20万円を限度とする 1. 会場又は小間の使用に要する経費 2. 会場内又は小間内の装飾に要する経費 3. 会場内における備品の借上げに要する経費 |
| 問い合わせ先 | 富士宮市役所商工振興課 知財戦略・商業係 TEL 0544-22-1295 |

◆◆ 知的財産権取得事業費補助金

| | |
|--------|--|
| 補給対象者 | 中小企業者等の新技術及び新製品等の開発の促進または、その新技術・新製品を保護し、もって中小企業の競争力及び経営基盤の強化並びに産業の振興を図るため、知的財産権の取得事業を行う市内の中小企業者等で、次に掲げるもの。 ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 ②中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体 ③特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 ※補助対象者決定には審査を実施 |
| 対象事業 | 下記の知的財産権の国内における取得に係る事業とし、同一会計年度において1対象者あたり対象事業毎1回とする。 ①特許権 ②実用新案権 ③意匠権 ④商標権 |
| 補助率・額 | 出願に係る経費の1/2以内とし、下記金額を限度とする。 特許 20万円 実用新案・意匠・商標 10万円 ※ただし、各補助対象事業の補助金合計額は30万円を超えないものとする。 |
| 問い合わせ先 | 富士宮市役所商工振興課 知財戦略・商業係 TEL 0544-22-1295 |

(22) 静岡市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◆ 創業支援資金

| | |
|--------|--|
| 融資対象 | ・市内で創業する又は創業して5年を経過しない中小企業者（分社、廃業後5年未満の者を含む。ただし、事業を営んでいない個人で創業後5年未満の者が法人成りした場合を除く） ・市内に居住していること（法人の場合は、代表者） ・市内に事務所又は事業所を有するかその見込のあること。 ・納期の到来した市民税を完納していること。 |
| 資金使途 | 設備及び運転資金 |
| 融資限度額 | 500万円以内※支援創業関連保証を利用する場合は、1,000万円以内 |
| 融資利率等 | 年1.0% ※保証は、創業関連保証、創業等関連保証、再挑戦支援保証、支援創業関連保証のみ、保証料率は0.9%（一部、市の補助あり） |
| 融資期間 | 5年以内（1年以内据置可） |
| 取扱金融機関 | 市内に本・支店を有する地銀・信用金庫、都市銀行、商工中金 |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232 静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657 |

※融資利率は平成29年4月1日現在の利率です。詳しくは上記までお問い合わせ下さい。

◆◆ 小口資金

| | |
|--------|---|
| 融資利率 | 年1.7% |
| 信用保証等 | 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる（一部、市の補助あり）。 |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232 静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657 |

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 短期経営改善資金

- 融 資 利 率 年1.4%
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる（一部、市の補助あり）。
問い合わせ先 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232
静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 産業振興資金

- 融 資 対 象 ・資本の額若しくは出資の総額が3億円（小売・サービス業は5,000万円、卸売業は1億円）以下、又は、従業員数が300人（小売業は50人、卸売・サービス業は100人）以下の中小企業者（組合、医療法人等は除く）
・市内に事務所又は事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。
・納期の到来した静岡市民税を完納していること。
- 資 金 使 途 設備及び運転資金
融 資 限 度 額 3,000万円
※特別小口の場合は1,250万円以内 ※新分野進出に係る資金の場合は1,000万円以内
- 融 資 利 率 等 年1.5% ※保証料率は、保証協会の定めるところによる（一部、市の補助あり）。
融 資 期 間 7年以内（1年以内据置可）
取扱金融機関 市内に本・支店を有する地銀・信用金庫、都市銀行、商工中金
問い合わせ先 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232
静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657
※融資利率は平成29年4月1日現在の利率です。詳しくは上記までお問い合わせ下さい。

◆◆ 設備投資強化資金

- 融 資 対 象 ・資本の額若しくは出資の総額が3億円（小売・サービス業は5,000万円、卸売業は1億円）以下、又は、従業員数が300人（小売業は50人、卸売・サービス業は100人）以下の中小企業者（組合、医療法人等は除く）
・市内に事務所又は事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。
・納期の到来した静岡市民税を完納していること。
・次のいずれかの要件を満たす設備を市内の事務所、又は事業所に設置すること。
①新製品・新商品の開発及び生産に使用される設備
②従来の設備と比較して生産性が10%以上向上することが見込まれる設備
③企業立地促進法に基づく「事業高度化計画」の承認を受けた事業に基づき導入する設備
※①②は、融資対象設備の要件を別に定めていますので、詳しくは静岡市産業政策課までお問い合わせください。
- 資 金 使 途 設備資金
融 資 限 度 額 5,000万円以内
融 資 利 率 等 年1.3% ※保証料率は、保証協会の定めるところによる（一部、市の補助あり）。
<③の場合>
年1.0% ※保証料率0.68%（地域産業集積関連保証）（一部、市の補助あり）
- 融 資 期 間 10年以内（1年以内据置可）
取扱金融機関 市内に本・支店を有する地銀・信用金庫、都市銀行、商工中金
問い合わせ先 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232
静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657
※融資利率は平成29年4月1日現在の利率です。詳しくは上記までお問い合わせ下さい。

◆◇ 経営力強化支援資金

| | |
|-----------|--|
| 融 資 対 象 | ・資本の額若しくは出資の総額が3億円（小売・サービス業は5,000万円、卸売業は1億円）以下、又は、従業員数が300人（小売業は50人、卸売・サービス業は100人）以下の中小企業者（組合、医療法人等は除く） ・市内に事務所又は事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ・納期の到来した静岡市民税を完納していること。 ・金融機関及び「認定経営革新等支援機関」の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定並びに計画の実行と進捗の報告を行うこと。 |
| 資 金 使 途 | 設備及び運転資金 ※市融資制度（小口、産業、景気変動、創業、災害対策、経営力強化のみ）における借換資金 |
| 融 資 限 度 額 | 8,000万円以内 |
| 融 資 利 率 等 | 年1.5% ※保証料率は、保証協会の定めるところによる（経営力強化保証のみ対応）（一部、市の補助あり）。 |
| 融 資 期 間 | 運転資金5年以内、設備資金7年以内、借換資金10年以内（1年以内据置可） |
| 取扱金融機関 | 市内に本・支店を有する地銀・信用金庫、都市銀行、商工中金 |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232 静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657 |

※融資利率は平成29年4月1日現在の利率です。詳しくは上記までお問い合わせ下さい。

◆◇ 事業承継支援資金

| | |
|-----------|---|
| 融 資 対 象 | ・資本の額若しくは出資の総額が3億円（小売・サービス業は5,000万円、卸売業は1億円）以下、又は、従業員数が300人（小売業は50人、卸売・サービス業は100人）以下の中小企業者（組合、医療法人等は除く） ・市内に事務所又は事業所を有し事業を営んでいること。 ・納期の到来した市民税を完納していること。 ◎上記の条件を満たした中小企業者が「静岡県事業引継ぎ支援センター」又は「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて事業を譲渡する予定であること、又は、その事業を譲受け、引き続き市内において事業を営むこと（市内に本店を置き事業を営む者が、市外で事業を営む者から事業を譲り受ける場合も含む（ただし、貸付期間内に本社機能を移転する場合は利子補給を終了する。）。 ※事業承継の契約締結後5年までを対象とする。 |
| 資 金 使 途 | 事業承継に係る資金 |
| 融 資 限 度 額 | 3,000万円以内 |
| 融 資 利 率 等 | 年1.1% ※保証料率は、保証協会の定めるところによる（一部、市の補助あり）。 |
| 融 資 期 間 | 10年以内（1年以内据置可） |
| 取扱金融機関 | 市内に本・支店を有する地銀・信用金庫、都市銀行、商工中金 |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232 静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657 |

※融資利率は平成29年4月1日現在の利率です。詳しくは上記までお問い合わせ下さい。

◆◆ 中小企業高度化資金

| | |
|--------|---|
| 融資対象 | 市内の中小企業等協同組合又は同組合員 |
| 資金用途 | 設備及び運転資金 |
| 融資限度額 | 組合及び転貸資金は1億円以内、組合員は2,000万円以内 |
| 融資利率等 | 組合 短期 年1.7%、長期 年1.8% 組合員 短期 年1.9%、長期 年2.0% ※保証付融資の場合、保証料率は、保証協会の定めるところによる（一部、市の補助あり）。 |
| 融資期間 | 短期1年以内、長期7年以内（1年以内据置可） |
| 取扱金融機関 | 商工中金 |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業政策課 TEL.054-354-2232 静岡市産学交流センター TEL.054-275-1657 |

※融資利率は平成29年4月1日現在の利率です。詳しくは上記までお問い合わせ下さい。

◆◆ 中小企業融資制度信用保証料補給

| | |
|--------|---|
| 補給対象 | 静岡市中小企業融資制度の利用者 |
| 補給率 | 当該融資に適用される静岡県信用保証協会の保証料率の25%または75%（一部の対象者については75%、それ以外の利用者については25%を補給） ※対象者等の詳細については、静岡市産業政策課までお問い合わせください。 |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業政策課 TEL.054-354-2232 静岡市産学交流センター TEL.054-275-1657 |

※補給率は平成29年4月1日現在のものです。詳しくは上記までお問い合わせ下さい。

◆◆ 小規模事業者経営改善（マル経）資金

| | |
|--------|--|
| 融資対象 | ・市内の商工会議所・各商工会のいずれかの推薦を受け、株式会社日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善（マル経）資金を借りた事業者であること。 ・市内に事務所又は事業所を有していること。 |
| 資金用途 | 設備及び運転資金 |
| 融資限度額 | 2,000万円 |
| 融資利率等 | 利率は株式会社日本政策金融公庫の定めによる（市利子補給率1.0%）。 ※利子補給期間は1年間のみ ※保証料は不要 |
| 融資期間 | 運転資金 7年（1年以内据置可） 設備資金 10年（2年以内据置可） |
| 取扱金融機関 | 株式会社日本政策金融公庫 |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業政策課 TEL 054-354-2232 静岡市産学交流センター TEL 054-275-1657 |

※実施期間は平成23年4月1日～平成30年3月31日まで

融資利率は平成29年4月1日現在の利率です。詳しくは上記までお問い合わせ下さい。

◆◆ 大規模展示会出展等事業補助金

| | |
|-------|--|
| 対象事業 | 海外や国内で開催される大規模展示会の出展及び開催事業（開催事業は団体に限る。） |
| 補助対象者 | ①市内に本社又は工場がある中小企業（企業組合を含む。）の製造業者 ②中小企業の製造業者で組織する団体（構成員の2/3以上が①に該当するものに限る。） ※ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者は除く。 ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有しているもの |

| | |
|--------|--|
| | イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有しているもの |
| | ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの |
| 補助対象経費 | 国内：会場借上料又は小間料 海外：会場借上料又は小間料、保険料、輸送料、印刷製本費 |
| 補助率 | 補助対象経費の1/2、年度内1回利用可 |
| 補助額 | 国内：補助限度額 30万円（団体180万円） 海外：補助限度額 50万円（団体300万円） ※過去利用回数に応じて、限度額が変更になります。 |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業振興課 TEL 054-354-2058 |

◆◆ 新商品等開発事業補助金

| | |
|--------|--|
| 対象事業 | 新しい技術や技法を利用した商品又は既存の技術・技法を応用した従来にない商品を開発する事業 |
| 補助対象者 | ①市内に本社又は工場（開発機能を有するもの）がある中小企業（企業組合を含む。）の製造業者 ②中小企業の製造業者で組織する団体（構成員の2/3以上が①に該当するものに限る。） ※ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者は除く。 ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有しているもの イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有しているもの ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの |
| 補助率 | 1/2以内（市が掲げる戦略産業に該当する場合は2/3） |
| 補助限度額 | 100万円（5月末で受付終了） |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業振興課 TEL 054-354-2058 |

◆◆ 産業財産権出願事業補助金

| | |
|--------|--|
| 対象事業 | 自ら開発した製品等についての、特許、実用新案に係る出願を行う事業 |
| 補助対象者 | ①市内に本社又は工場（開発機能を有するもの）がある中小企業（企業組合を含む。）の製造業者 ②中小企業の製造業者で組織する団体（構成員の2/3以上が①に該当するものに限る。） ※ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者は除く。 ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有しているもの イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有しているもの ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの |
| 補助率・額 | 補助率1/2以内で、補助限度額 10万円（年度内1回利用可） |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業振興課 TEL 054-354-2058 |

◆◆ 事業高度化機械設備設置事業補助金

| | |
|--------|---|
| 対象事業 | 企業立地促進法に基づく「事業高度化計画」又は、それと同等の計画の承認を受け、当該計画に基づき、1点500万円以上の機械設備を市内製造拠点に設置する事業 |
| 補助対象者 | 市内に工場等を有する中小企業（企業組合を含む。）の製造業者 |
| 補助率・額 | 機械設備取得経費の5%（限度額1,000万円） |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業振興課 TEL 054-354-2058 |

◆◆ 工場等の建設に対する助成

- 補助対象 製造業、加工・組立・梱包を伴う物流業、情報通信業、研究所
※「日本標準産業分類」に基づく
- 補助要件 (すべて満たす必要あり)
＜用地取得がある場合＞
①用地取得1,000㎡以上（研究所については床面積200㎡以上）
②設備投資5,000万円以上（建物を新増築、購入、又は賃借し、かつ機械設備を購入）
③従業員10人以上で操業（ただし、市内に事業所がある企業については市内従業員が1人以上増加）
④事業着手日から3年以内(未造成用地取得の場合は5年以内)に業務開始
＜用地取得がない場合＞
①設備投資5,000万円以上（建物を新増築、購入、又は賃借し、かつ機械設備を購入）
②従業員10人以上で操業（ただし、市内に事業所がある企業については市内従業員が1人以上増加）
③事業着手日から2年以内に業務開始
- 助成内容 ①用地取得 要件に応じて、用地取得費の10%～20%を補助
（補助限度額は1億円または1.5億円または10億円）
②新規雇用 新規雇用従業員数×25万円を補助
③設備投資（建物+機械設備）
要件に応じて、補助対象経費の3%～7%を補助
（補助限度額は3,000万円または5億円）
- 問い合わせ先 静岡市役所産業振興課 TEL 054-354-2407

◆◆ 民間団地開発事業に対する助成

- 補助対象 高度化事業による「開発・立地一体型団地整備」を行う協同組合。
・独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化を活用し、用地取得・造成・建物の建設を協同組合が一体的に行う団地整備
・協同組合とは中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合
- 補助要件 工場等の用に供する団地であること。
事業着手日から5年以内に業務開始
・事業着手日：用地取得、工場建設、機械設備に関するいずれかの契約をした日のうち最も早い日
・業務開始：補助対象経費に関わる支払いを全て完了し、補助要件を満たすこと
- 補助内容 団地内の公共施設の整備に係る造成工事費用の1/3（限度額5000万円）
・道路、調整池等の団地内における共用部分の施設のうち、市長が必要と認めるもの
- 問い合わせ先 静岡市役所産業振興課 TEL 054-354-2407

◆◆ 本社機能移転・拡充に対する助成

| | |
|--------|---|
| 補助対象 | 地域再生計画に基づく特定業務施設(本社機能)整備事業を行う企業 |
| 助成内容 | <p><市外からの移転></p> <ul style="list-style-type: none">①用地取得 用地取得費の10%を補助②新規雇用・本市転入者 新規雇用または本市転入従業員者数×25万円（補助限度額は①②合算で1億円）③設備投資（建物+機械設備等） 補助対象経費の5%を補助（補助限度額は5,000万円）④建物賃貸料 建物賃貸料の1/2×2年間（補助限度額は1,000万円 ※1年度の上限500万円） <p><市内における拡充></p> <ul style="list-style-type: none">①用地取得 用地取得費の5%を補助②新規雇用 新規雇用従業員者数×25万円（補助限度額は①②合算で1億円）③設備投資（建物+機械設備等） 補助対象経費の3%を補助（補助限度額は3,000万円）④建物賃貸料 建物賃貸料の1/2×1年間（補助限度額は200万円） |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業振興課 TEL 054-354-2407 |

◆◆ 事務所等の賃借に対する助成

| | |
|--------|---|
| 補助対象 | 製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、コンテンツ制作業、対事務所サービス業、市内の公的創業支援施設からの事業拡大移転のため賃借を行う事業 |
| 補助区分 | <ul style="list-style-type: none">①市内での移転②市外からの新規進出または起業③大規模事業所（市外からの新規進出） |
| 補助要件 | <ul style="list-style-type: none">・従業員：①市内移転等の場合は1人以上の増加 ②は従業員3人以上・床面積25㎡以上（製造業300㎡以上）・2年以上の賃貸借契約・概ね1年以上の実績 <p>※③大規模事業所（市外からの新規進出）は、従業員30人以上又は、床面積300㎡以上（製造業1000㎡以上）</p> |
| 補助内容 | <p>建物賃借料の1年間分の1/2以内</p> <ul style="list-style-type: none">①市内での移転：1年間限度額200万円②市外からの新規進出または起業：2年間限度額400万円③大規模事業所(市外からの新規進出)：2年間限度額1,000万円 |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業振興課 TEL 054-354-2407 |

◆◆ コンタクト（コール）センターの開設に対する助成

| | |
|--------|---|
| 対象事業 | 静岡市にコンタクトセンターを有しない企業が、新たにコンタクトセンターを開設する事業 |
| 補助対象者 | ①静岡市と「企業立地進出協定」を締結し、協定締結後1年以内にセンター開設 ②事務所に係る賃貸借契約の契約期間が2年以上 ③床面積150㎡以上又は従業員の数が20人以上 ④コンタクトセンター業務について、1年以上の事業実績を有すること |
| 補助内容 | ①建物賃借料の1/2の3年間（限度額1,500万円） ②事務所開設経費の1/2の3年間 ③新規雇用従業員（又は本市転入者）一人25万円の3年間（限度額②③あわせて6,000万円） |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所産業振興課 TEL 054-354-2407 |

◆◆ エコアクション21取得事業者支援補助金

| | |
|--------|---|
| 補助対象 | 環境省が策定した規格に適合する環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の認証登録を平成29年4月以降に新規で受けた市内の事業者 |
| 補助金額 | 認証登録に要した費用内で、補助限度額 3万円 |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所環境創造課 TEL 054-221-1077 |

◆◆ 中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | 静岡市内に工場又は事務所等を有する中小企業者 |
| 対象事業 | 市内の事業所に省エネルギー設備を導入(更新のみ)する事業のうち、次に掲げる要件を満たすもの ①設備費と工事費の合計が200万円未満であること ②設備費が90万円未満であること ③補助金の交付を決定した日以後に工事に着手する事業であること ④国、県その他の団体から全部又は一部の補助を受ける事業ではないこと ⑤省エネアドバイザーの支援により二酸化炭素削減計画書を提出すること (エコアクション21、ISO14001認証取得事業者は⑤省略可) |
| 補助率 | 補助対象経費(設備費+工事費)の10分の1以内(消費税は除く) |
| 問い合わせ先 | 静岡市役所環境創造課 TEL 054-221-1107 |

◆◆ (23) 焼津市 ◆◆

◆◆ 小口資金（特別小口資金）

融 資 利 率 等 年1.71%（保証制度により年1.61%）
※融資申込時に信用保証協会のBCP特別保証の事前内定を受けている場合は、さらに
-0.30%
問 い 合 せ 先 焼津市役所商業・産業政策課 TEL 054-626-1175
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 短期経営改善資金

融 資 利 率 等 年1.50%（県融資利率年1.80%のうちの年0.30%を利子補給）
※融資申込時に信用保証協会のBCP特別保証の事前内定を受けている場合は、さらに
-0.30%
補 給 対 象 者 焼津市税を完納している者
問 い 合 せ 先 焼津市役所商業・産業政策課 TEL 054-626-1175
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 緊急経営対策特別資金

融 資 対 象 者 市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であって、次のいずれかの要件に該当するもの。
①最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高の平均が前年、2年又は3年前のうちのいずれか1年の同月期の売上高と比較して、5%以上減少していること。
②最近3ヶ月間の平均売上高に占める原油・原材料の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合を上回り、かつ、最近3ヶ月間の売上総利益（粗利益）が、前年同期比で5%以上減少していること。
融 資 条 件 市税を完納していること。
資 金 使 途 経営安定、合理化、近代化のための設備・運転資金。
融 資 限 度 額 運転資金 1,000万円
設備資金 2,000万円
融 資 利 率 等 年1.40%（保証制度により年1.30%）
※融資申込時に信用保証協会のBCP特別保証の事前内定を受けている場合は、さらに
-0.30%
融 資 期 間 7年以内（2年以内据置可）
返 済 方 法 元金均等月賦償還
問 い 合 せ 先 焼津市役所商業・産業政策課 TEL 054-626-1175

◆◆ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金

対 象 者 次の要件をすべて満たす事業者
1. 焼津商工会議所または大井川商工会の推薦を受けて平成24年4月1日以後に(株)日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善（マル経融資）資金を借り受け、所定の期間に当該資金の返済を返済計画書どおりに行っていること。
2. 焼津市内に主たる店舗、工場または事業所を有すること
3. 焼津市が課税する市税を滞納していないこと
対象となる利子補給率 所定の期間で返済計画書に従って返済した利子（借換資金は除く）
マル経融資資金に係る利子額（現に支払ったものに限り、遅延利息は除く。）を当該資金の貸付利率で除して得た額の0.3%以内の利子相当額
補給期間等、詳しくはお問い合わせください。
問 い 合 せ 先 焼津市役所商業・産業政策課 TEL 054-626-1175

◆◆ 経営安定資金利子補給

| | | | |
|--------|--|-----|--------------|
| 補給対象者 | 県制度の「経営安定資金－連鎖倒産防止貸付」を借り受け焼津市税を完納している事業者 | | |
| 補給率 | 年1.90%以内の利子相当額 | | |
| 補給期間 | 借入日から3年以内 | | |
| 問い合わせ先 | 焼津市役所商業・産業政策課 | TEL | 054-626-1175 |

◆◆ 中小企業者等防災・減災強化資金利子補給

| | | | |
|--------|---------------------------------|-----|--------------|
| 補給対象者 | 県制度「防災・減災強化資金」を借り受け焼津市税を完納している者 | | |
| 補給率 | 支払利子額の1/2以内 | | |
| その他 | 要件等確認要 | | |
| 問い合わせ先 | 焼津市役所商業・産業政策課 | TEL | 054-626-1175 |

◆◆ 小口資金融資信用保証料補給

| | | | |
|--------|-------------------------|-----|--------------|
| 補給対象者 | 小口資金を借り受けた者※借換資金は対象から除く | | |
| 補給率 | 信用保証料の総額の45%以内 | | |
| その他 | 要件等確認要 | | |
| 問い合わせ先 | 焼津市役所商業・産業政策課 | TEL | 054-626-1175 |

◆◆ 開業パワーアップ支援資金融資信用保証料補給

| | | | |
|--------|---|--|--------------|
| 補給対象者 | 県制度の「開業パワーアップ支援資金」を借り受けて焼津市内で事業を営む（営もうとする）者※借換資金は対象から除く | | |
| 補給率 | 一括支払の場合 | 信用保証料の総額の45%以内 | |
| | 分割支払の場合 | 徴収回次1回目の信用保証料に相当する額又は信用保証料の総額に45%を乗じて得た額のいずれか低い方の額 | |
| その他 | 要件等確認要 | | |
| 問い合わせ先 | 焼津市役所商業・産業政策課 | TEL | 054-626-1175 |

◆◆ 緊急経営対策特別資金融資信用保証料補給

| | | | |
|--------|---------------------------------|-----|--------------|
| 補給対象者 | 「緊急経営対策特別資金」を借り受けた者※借換資金は対象から除く | | |
| 補給率 | 信用保証料の総額の35%以内 | | |
| その他 | 要件等確認要 | | |
| 問い合わせ先 | 焼津市役所商業・産業政策課 | TEL | 054-626-1175 |

◆◆ 焼津市開業パワーアップ支援資金融資利子補給

| | |
|--------|--|
| 補給対象者 | 次の要件すべてに該当するもの ・平成27年4月1日以降に県制度の「開業パワーアップ支援資金」を借り受けたもの ・借入日から1年以内であるもの ・利子支払期間が平成29年1月～12月であるもの ※1事業者1回限り ※借換資金は利子補給の対象から除く。 |
| 補給条件 | 市税を完納していること |
| 補給期間 | 借入日から1年以内 |
| 補給率 | 1.60%以内の利子相当額 |
| 問い合わせ先 | 焼津市役所商業・産業政策課 TEL 054-626-1175 |

◆◆ 中小企業等販路拡大事業補助金

| | |
|--------|--|
| 対象事業 | 焼津市外（海外含む）で開催される展示会又は見本市への出展 |
| 補助対象者 | 市内に主たる事業所または事務所がある中小企業者（協同組合を含む。） |
| 補助対象経費 | 国内：出展に係る小間料、小間装飾料 国外：出展に係る小間料、小間装飾料、印刷製本費、通信運搬費、通訳費 |
| 補助率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補助額 | 国内：10万円（組合等は20万円） 海外：25万円 |
| その他 | 同一企業への2年度連続の補助は行わない |
| 問い合わせ先 | 焼津市役所商業・産業政策課 TEL 054-626-2260 |

◆◆ 特許取得事業補助金

| | |
|--------|---|
| 対象事業 | 自ら開発した技術等についての特許取得に係る出願 |
| 補助対象者 | 市内に主たる事業所または事務所がある中小企業者（協同組合を含む。） |
| 補助対象経費 | 出願審査請求に係る印紙代、出願審査請求に係る弁理士手数料、出願審査請求に係る通信運搬費 |
| 補助率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補助額 | 8万円 |
| その他 | 出願審査請求前に申請が必要 |
| 問い合わせ先 | 焼津市役所 商業・産業政策課 TEL 054-626-2260 |

◆◆ 焼津市中心市街地空き店舗利活用事業補助金

| | |
|-------|--|
| 補助対象者 | 次の要件すべてに該当する個人、法人又は法人格のない団体で、中心市街地の空き店舗または空き店舗用地を有効活用し、中心市街地の活性化を図る事業を営む者 ・小売業、サービス業、飲食業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第13項第4号を除く。）に規定する営業を除く。以下同じ。）を空き店舗または空き店舗用地において営業しようとする者であること ・1日に6時間以上かつ1週間に5日以上営業しようとする者であること ・空き店舗または空き店舗用地の所有者と同一世帯に属する者または生計を一にする者でないこと ・中心市街地において既に小売業、サービス業、飲食業等を営んでいる者で、移転して営業しようとするものでないこと |
|-------|--|

| | |
|---------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請をした日以前に納期限が到来した市税を完納している者であること ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと |
| 対 象 区 域 | 焼津市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地活性化区域内 |
| 補助対象経費 | 賃貸借を開始した日から12カ月を限度とした当該年度の月分の空き店舗または空き店舗用地の賃借料（敷金及び礼金を除く） |
| 補 助 率 | 補助対象経費の2/3以内 |
| 補 助 額 | 1月分の家賃等につき4万円を限度とする |
| そ の 他 | 平成30年3月23日までに申請が必要 |
| 問い合わせ先 | 焼津市役所 商業・産業政策課 TEL 054-626-1175 |

◆◆ 焼津市中心市街地空き店舗等改修事業費補助金

| | |
|-----------|--|
| 補 助 対 象 者 | <p>次の要件すべてに該当する個人、法人又は法人格のない団体で、中心市街地の空き店舗等を有効活用し、中心市街地の活性化を図るために改修事業を実施する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き店舗等の所有者、入居者または入居予定者であること ・ 平成29年度内に営業を開始しようとする者であること ・ 営業開始から2年以上事業を継続しようとする者であること ・ 1日に6時間以上かつ1週間に5日以上営業しようとする者であること ・ 中心市街地空き店舗等改修事業を実施することについて空き店舗等の所有者の承諾を得た者であること（申請者が入居者または入居予定者である場合に限る） ・ 小売業、サービス業、飲食業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第13項第4号を除く。）に規定する営業を除く。以下同じ。）を空き店舗等において営業しようとする者であること ・ 交付申請をした日以前に納期限が到来している市税を完納している者であること ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと |
| 対 象 区 域 | 焼津市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地活性化区域内 |
| 補助対象経費 | <p>次の要件すべてに該当する改修に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内装及び外装の工事に要するもの ・ 国、県及び市の補助金または助成を受けていないもの ・ 市内に事業所を有する事業者が施工を依頼して実施するもの |
| 補 助 率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補 助 額 | <p>限度額50万円。ただし、次に掲げる事項にそれぞれ該当する場合は経費の1/10の額（千円未満切り捨て、各10万円限度）を加算する。最大70万円。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店の場合 ・ 申請者（法人又は法人格のない団体の場合は代表者）が平成29年4月1日の時点で40歳未満の場合 |
| そ の 他 | <p>平成30年3月16日または改修工事の着工日、賃貸借契約もしくは売買契約の締結日から起算して6か月以内に申請が必要。</p> <p>また、平成30年3月23日までに改修工事が完了すること。</p> |
| 問い合わせ先 | 焼津市役所 商業・産業政策課 TEL 054-626-1175 |

◆◆ (24) 藤 枝 市 ◆◆

◆◆ 景気対策特別貸付

| | |
|-------------|---|
| 融 資 対 象 | 市内に主たる店舗、工場又は事業所を有し、1年以上同一業種に属する事業を営んでいる中小企業者。最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高が（建設業においては、完成工事高）が前年、2年又は3年前のいずれか同期と比較して減少していること。 |
| 融 資 条 件 | 市税を完納している者 |
| 資 金 使 途 | 運転資金（経営安定を目的とするもの） |
| 融 資 限 度 額 | 1,000万円 |
| 融 資 利 率 等 | 年1.40% ※保証料率は、保証協会の定めるところによる |
| 融 資 期 間 | 7年以内（据置2年） |
| 問 い 合 わ せ 先 | 藤枝市役所産業政策課 TEL 054-643-3165 |

◆◆ 設備投資資金利子補給制度

| | |
|-------------|--|
| 補 給 対 象 | 市内に主たる店舗、工場又は事業所を有し、1年以上同一業種に属する事業を営んでいる中小企業者で、以下に定めた融資制度を利用した者。 ①県経営改善資金（設備資金に限る） ②県新事業展開支援資金（新分野貸付） ③県新エネ・省エネ設備等導入促進資金 ④小規模事業者経営改善資金（マル経資金：設備資金に限る） |
| 補 給 対 象 者 | 市税を完納している者 |
| 利 子 補 給 率 等 | 借入金額2,000万円を限度 |
| 補 給 期 間 等 | （利子補給額の計算） 以下の計算で得られた額の10の位を切り捨てた額 ①補給金計算額 = 年間支払利子額 × $\frac{1}{\text{借入利率} \times 100}$ ※借入利率が1.25%に満たない場合、当該利率は1.25%とする ②利子補給金の上乗せ 以下の条件を1つ以上満たす場合は、①の計算で得られた利子補給額に以下の計算で得られた額の10の位を切り捨てた額を上乗せして補給する 上乗せ額 = (年間支払利子額 - ①の計算で得られた額) × $\frac{1}{2}$ 【上乗せ条件】 ・信用保証協会BCP特別保証の予約 ・市男女共同参画推進認定事業所の認定 ・エコアクション21の取得 ・市認知症の人に優しいお店・事業所認定店の認定 ・市なでしこ雇用認定事務所認定 ・革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金の内定（第4次産業革命枠に限る） |
| 補 給 期 間 | 借入日から2年間 |
| 問 い 合 わ せ 先 | 藤枝市役所産業政策課 TEL 054-643-3165 |

◆◇ 短期経営改善資金

融資利率等 年1.50%（県融資利率年1.8%のうちの年0.3%を利子補給）
補給対象者 市税を完納している者
問い合わせ先 藤枝市役所産業政策課 TEL 054-643-3165
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◇ 小口資金

融資利率等 年1.40（基準金利2.08%のうちの年0.68%を利子補給）
※特別利子補給。設備資金の借入は別に、0.32%を利子補給
補給対象者 市税を完納している者
問い合わせ先 藤枝市役所産業政策課 TEL 054-643-3165
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◇ 小口資金融資信用保証料補給

補給対象者 小口資金を借り受けた者
補給率 信用保証料の総額の45%以内
問い合わせ先 藤枝市役所産業政策課 TEL 054-643-3165

◆◇ 創業支援資金信用保証料補給

補給対象者 県制度の「開業パワーアップ支援資金」を借り受けて市内で事業を営む（営もうとする）者※借換資金は対象から除く
補給率 一括支払の場合 信用保証料の総額の45%以内
分割支払の場合 信用保証料の初回に相当する額
その他 要件等確認要
問い合わせ先 藤枝市役所産業政策課 TEL 054-643-3165

◆◇ 新製品・新技術等開発事業費補助金

補給対象者 市内の中小企業者等で、従来にない新製品又は新技術を開発又は研究する者
補助対象経費 ①試作原材料費 ②試作消耗品費 ③試作外注加工費 ④試作機械導入費 ⑤試作デザイン等委託料 ⑥試作アドバイザー等報償費 ⑦その他市長が必要と認める経費
補助率・額 ①県等による新製品又は新技術に係る補助金の交付の決定を受けた場合は、対象となる経費の1/6
②①以外の場合は、対象となる経費の1/2以内
いずれも補助限度額100万円
問い合わせ先 藤枝市役所産業政策課 TEL 054-643-3165

◆◆ 中小企業販路拡大出展事業費補助金

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | 市内に主たる事業所を有する中小企業者（製造業に属する事業を主に行う者に限る）が展示会、見本市等に新製品等を出展した場合 |
| 補助対象経費 | ①出展に係る小間料 ②小間装飾量 ③印刷製本費 ④通信運搬費 ⑤その他市長が必要と認めた経費 |
| 補助率・額 | 対象となる経費の1/2以内で補助限度額25万円 |
| その他 | 申請は、展示会、見本市が開催される20日前まで又は、出展に係る小間料を納付する前 |
| 問い合わせ先 | 藤枝市役所産業政策課 TEL 054-643-3165 |

◆◆ 産業財産権取得費補助金

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）取得に取り組む市内中小企業者 |
| 補助対象経費 | ①出願、審査請求、登録に係る経費 ②同一の出願等につき1中小企業者等に対して1回を限度とする ※弁理士への手数料は補助対象外 |
| 補助率・額 | 対象となる経費1/2以内で補助限度額20万円 |
| 問い合わせ先 | 藤枝市役所産業政策課 TEL 054-643-3165 |

◆◆ 従業員資格取得支援事業費補助金

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 業務に有用な国家資格を取得しようとする従業員（市内に限る）に係る費用を負担する市内中小企業者 |
| 補助対象経費 | ①受験手数料 ②講座受講料（入学金、教材費を含む）③参考図書購入費 ④その他市長が認めるもの |
| 補助額 | 補助対象経費の1/2以内で市長が定める額 （従業員1人当たり10万円を限度） |
| 問い合わせ先 | 藤枝市役所商業観光課 TEL 054-643-3078 |

◆◆ 従業員労働環境改善事業費補助金

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | 従業員の労働環境の改善等を行う市内中小事業者等 |
| 補助対象経費 | ①女性用トイレ、洗面所、更衣室、シャワー、温水器洗浄便座等労働環境の向上を図るための設備、装備品の導入又は改修に要する経費 ②その他労働環境改善に係る備品又は消耗品の購入に要する経費 ※市内の施工事業者と契約した設備導入又は部品購入に限る |
| 補助額 | 補助対象経費の1/2以内で市長が認める額 （50万円を限度） |
| 問い合わせ先 | 藤枝市役所商業観光課 TEL 054-643-3078 |



(25) 川 根 本 町

◆◆ 短期経営改善資金

融 資 利 率 町利子補給率 年0.30%
 信 用 保 証 等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
 問 い 合 せ 先 川根本町役場観光商工課 TEL 0547-58-7077
 ※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 起業及び事業継続チャレンジ補助金

補 助 対 象 中小企業基本法第2条第1項に規定する製造業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業、
 小売業（商工業を営む個人・会社・法人）
 対 象 事 業 1. 起業者による事業所や設備の新設等
 2. 起業者による事業所等の借上
 3. 事業継続者による事業所や設備の更新等
 補 助 率 対象事業1については1/2以内（上限100万円）
 2については1/2以内（上限月額2万5,000円）
 3については1/3以内（上限50万円）
 問 い 合 せ 先 川根本町役場観光商工課商工交流室 TEL 0547-58-7077

◆◆ 売れるものづくり事業費補助金

補 助 対 象 町内で操業・営業している中小企業者、小規模事業者、3人以上の町民による任意団体
 又は会員制団体
 対 象 事 業 1. 調査研究事業
 2. 製品等開発事業
 3. 販路開拓に係る見本市出展事業
 補助対象経費 調査分析に係る費用、製品開発に係る原材料や機械器具購入費、出展費用等
 補 助 率 対象事業1については1/2以内（上限100万円）
 2については2/3以内（上限300万円）
 3については1/2以内（上限50万円）
 問 い 合 せ 先 川根本町役場観光商工課商工交流室 TEL 0547-58-7077

(26) 島 田 市

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 等 年1.40%（基準金利 年2.08%、市利子補給率 年0.68%）
 問 い 合 せ 先 島田市役所商工課商工係 TEL 0547-36-7164
 ※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 短期経営改善資金

融資利率等 年1.50%（基準金利 年2.06%、市利子補給率 年0.30%）

※県の利子補給率年0.26%利用する場合

問い合わせ先 島田市役所商工課商工係 TEL 0547-36-7164

※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 小口資金融資信用保証料補助金

補助対象 小口資金を借り受けた小規模事業者

補助額 信用保証料の総額の45%以内

その他 要件等確認要

問い合わせ先 島田市役所商工課商工係 TEL 0547-36-7164

◆◆ 地域産業振興事業費補助金

補助対象 ①工業系用途地域または事業活動を行うに適当と認めた地域で操業または操業を予定しているもの

②中小企業基本法第2条第1項に規定するもので、製造業、小売業、建設業、運輸業、郵便業を営むもの

③下記に該当する事業を行うもの

※事業着手前に必ずご相談ください。

対象事業 1. 機械設備整備事業
2. 研究開発事業
3. 労働環境改善施設整備
4. ICT導入事業

補助率 対象事業1及び3については 1/10以内

対象事業2及び4については 1/2以内

補助限度額 対象事業1については 100万円

対象事業2及び3については 50万円

対象事業4については 10万円

問い合わせ先 島田市産業支援センター TEL 0547-54-5760

◆◆ 販路開拓事業費補助金

対象者 市内で操業している中小企業者、協同組合等

※事業着手前に必ずご相談ください。

対象事業 1. 展示会等開催事業

2. 展示会等出展事業

補助対象経費 旅費、宿泊費、運搬費、会場借料、会場装飾費、広告宣伝費

補助率 1/2以内（小規模企業者は2/3以内）

補助限度額 1. 30万円

2. 15万円

問い合わせ先 島田市産業支援センター TEL 0547-54-5760

◆◆ 企業立地促進事業費補助金

| | |
|-----------|--|
| 対 象 者 | ①製造業、研究所、物流施設、植物工場、水産施設等 ②業務開始時の従業員が10人以上であること（研究所は5人以上） ③県内に事業所を有する企業については、県内の全従業員数を維持していること ※要件には、県補助の対象外となるものがあります。詳細は事業着手前に必ずご相談ください。 |
| 対 象 事 業 | ①工場等の新設・増設のために1,000㎡以上の土地を取得（賃借含む）するもの（研究所の場合は床面積200㎡以上） ②設備投資額が5,000万円以上のもの（土地取得費、造成費は除く） |
| 補助対象経費 | 1. 土地取得費 2. 新規雇用従業員 |
| 補 助 率 | 1. 土地取得費の20/100～40/100以内 ※対象地域や対象施設等により補助率を決定 ※県補助の対象外は1/2 2. 市内居住者50万円/人 市外居住者25万円/人 (パートタイマーはそれぞれ上記の1/2) |
| 補 助 限 度 額 | 2～4億円 ※対象地域や対象施設等により限度額を決定 ※県補助の対象外は1億円 |
| 問い合わせ先 | 島田市役所内陸フロンティア推進課企業誘致係 TEL 0547-36-7125 |

◆◆ 育メン応援奨励金

| | |
|---------|---|
| 補 助 対 象 | ・市内在住で、育児休業を連続して5日以上（勤務を要しない日を除く）取得した男性労働者 ・育児休業を連続して5日以上（勤務を要しない日を除く）取得した男性の労働者を雇用している市内事業者 |
| 補 助 額 | 育児休業1日あたり5,000円（労働者本人には島田市金券にて交付） 10万円を限度 |
| 問い合わせ先 | 島田市役所商工課商工係 TEL 0547-36-7164 |

◆◆ 島田市で創める新ビジネス応援事業補助金

| | |
|-----------|---|
| 対 象 者 | ①市内で新たに事業を起こす者（個人、事業協同組合、企業組合、協同組合、NPO、コンソーシアム、団体） ②既存事業以外の新たな分野へ進出する既存事業者（個人、事業協同組合、企業組合、協同組合、NPO、コンソーシアム、団体） |
| 対 象 事 業 | ①市内に事業所を設け、新たに起こす事業 ②市内において既存事業者が実施する既存事業以外の新たな分野での事業 |
| 補助対象経費 | 創業事務費、人材育成費、設備費、広報費 |
| 補 助 率 | 2/3以内 |
| 補 助 限 度 額 | 50万円 |
| 問い合わせ先 | 島田市産業支援センター TEL 0547-54-5760 |

◆◆ (27) 吉 田 町 ◆◆

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 年1.8% (基準金利 年1.98%、町利子補給率 年0.18%)
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めることによる
問い合わせ先 吉田町役場産業課 TEL 0548-33-2122
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資 (52ページ) を参照

◆◆ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.86% (基準金利 年2.06%、町利子補給率 年0.20%)
ただし、静岡県が利子補給を実施する場合は、1.86%未満とする
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めることによる
問い合わせ先 吉田町役場産業課 TEL 0548-33-2122
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資 (52ページ) を参照

◆◆ 産業振興事業費補助金

産業の振興を図るため、商工業等の活性化に大きく貢献する事業を実施する団体又は個人に補助する。

補助対象者 町内公共的団体、個人事業者が複数で連携する任意団体、NPO法人、一般社団法人、新規に創業を予定しているもの又は申請時に創業の日から1年を経過しないもの(※創業に関しては、町内居住者、町税等の滞納がない等、他要件有)

補助対象事業

1. 特産品開発事業
町の地域資源等を活かし、加工・製造され、町の情報発信につながる特産品又はおみやげ品を開発し商品化する事業
2. 6次産業化事業
第1次産業者が自ら生産物に付加価値を付け、地域資源等を活かした地域性の高い商品の開発及びサービスの提供を行う事業
3. イベント交流事業
特産品又は地域資源等を広く宣伝し、地域の活性化又は観光客の誘客促進を目的として開催するイベント交流事業で、かつ、当該事業に要する事業費の総額が50万円以上であり、集客人数がおおむね5千人以上で賑わいの創出が期待できる事業
4. 新規創業事業
新規創業事業者が開業等の届出書を提出し、又は法人の設立により事業所等を設置し、新たに開業する事業

補助対象経費 対象事業1から3については消耗品費、賃貸料・使用料、外部委託料等
4については事業所等開設に係る経費

補 助 率 対象事業1・2については2/3以内 (上限100万円)
3については1/2以内 (上限100万円)
4については1/2以内 (上限50万円)

問い合わせ先 吉田町役場産業課 TEL 0548-33-2122

◆◆ (28) 牧 之 原 市 ◆◆

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 年1.8% (基準金利 年1.98%、市利子補給率 年0.18%)
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 牧之原市役所商工企業課 TEL 0548-53-2647
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資 (52ページ) を参照

◆◆ 短期経営改善資金

- 融 資 利 率 年1.86%（基準金利 年2.06%、市利子補給率 年0.20%）
ただし、静岡県が利子補給を実施する場合は、1.86%未満とする
- 信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
- 問い合わせ先 牧之原市役所商工企業課 TEL 0548-53-2647
- ※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 小口資金融資信用保証料補給

- 補 給 対 象 小口資金を借り受けた中小企業者が当該資金を借り受けたことにより静岡県信用保証協会に支払う信用保証料のうち、借入日から1年分の保証料とする。
※ただし、市税に未納がないこと。
- 補 給 額 借入金額に信用保証料率を乗じて得た額とする。
ただし、借入日から1年分の保証料がこの額に満たない場合は、実際の支払額とする。
- 問い合わせ先 牧之原市役所商工企業課 TEL 0548-53-2647

◆◆ 商工業振興資金利子補給

- 補 給 対 象 ①中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第1号の2に該当する者であること。
②市内で事業を営んでいる会社又は個人であること。
③市税に未納がないこと。
- 対 象 資 金 次に該当する融資制度により借り受けた設備資金のうち、市長が認めたもの
①政府関係融資制度 ②静岡県融資制度 ③牧之原市小口資金融資制度
④商工貯蓄共済融資制度
- 対 象 限 度 当該中小企業者が借り受けた資金につき1,000万円を限度とし、年利1.00%以内の利子相当額を利子補給する
交付期間は借り受けた日より3年以内とする
- 問い合わせ先 牧之原市役所商工企業課 TEL 0548-53-2647

◆◆ 企業成長戦略推進事業費補助金

- 補 助 対 象 者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者若しくは中小企業者が組織する団体で市内に主たる事業所を有するもの
- 補 助 対 象 ①専門家からアドバイスを受けるための費用
（アドバイス料、謝金、派遣料、交通費（公共機関使用に限る）等）
②展示会、商談会等に出展又は販路開拓をするための費用（小間料、備品借上料、装飾料、光熱水費、チラシ・ポスター・ホームページ等作成料等）
③成分試験、強度試験等をするための費用
（大学などの研究機関に支払う試験料）
④商品等のブランディングをするための費用
（ロゴ・パッケージ、キャッチフレーズ等のデザイン料）
⑤姉妹都市、友好都市及び空港就航地で開催される産業祭等に参加するための費用（②に加えて交通費（公共機関使用に限る）、宿泊費）
⑥その他、市長が必要と認めた費用
- 補 助 額 補助対象経費の1/3以内とし、100万円を限度額とする
- 問い合わせ先 牧之原市役所商工企業課 TEL 0548-53-2647

◆◆ (29) 御 前 崎 市 ◆◆

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 年1.8% (基準金利 年2.08%、市利子補給率 年0.28%)
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 御前崎市役所商工観光課 TEL 0537-85-1135
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資 (52ページ) を参照

◆◆ 短期経営改善資金

融 資 利 率 等 年1.66% (基準金利 年2.06%、市利子補給率 年0.40%)
ただし、県が利子補給等を実施する場合は1.66%未満とする
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 御前崎市役所商工観光課 TEL 0537-85-1135
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資 (52ページ) を参照

◆◆ 企業誘致並びに市内企業育成資金利子補給

補 給 対 象 市が誘致した企業及び市内に事業所を有し、原則として御前崎市商工会員である企業で政府関係金融機関・県融資制度・民間金融機関の融資制度等により借り受けた設備資金のうち市長が認めたものとする。
対象設備及び融資・交付対象限度額等については御前崎市に確認要
利 子 補 給 率 対象となった融資額の利子の2/10以内
利子補給期間 3年以上とする
問い合わせ先 御前崎市役所商工観光課企業港湾室 TEL 0537-85-1164

◆◆ 商工業振興資金利子補給

補 給 対 象 ①市内に在住し、事業を営んでいる原則として御前崎市商工会員で政府関係金融機関融資制度・県融資制度・民間金融機関融資制度等により借り受けた設備資金のうち市長が認めたものとする。
②中小企業基本法第2条第5項小規模企業者 (商業・サービス業5人以内、製造業・その他20人以内・正社員のみ)
対象設備及び融資・利子補給金対象限度額については御前崎市に確認要
利 子 補 給 率 対象となった融資額の利子の3/10以内
利子補給期間 5年以上とする
問い合わせ先 御前崎市役所商工観光課 TEL 0537-85-1135

◆◆ 設備投資促進事業費補助金

補 助 対 象 市内で行う設備投資 (工場等の新築・増築、機械設備の購入)
要 件 ①業種：製造業、完全人工光型植物工場、ソフトウェア業、研究所、ホテル業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業
②設備投資額：1億円以上 (ただし、中小企業においては、3千万円以上)
③従業員数：10人以上 (ただし、中小企業においては、5人以上)
補 助 率 補助対象経費の3%以内 (上限額：5千万円)
問い合わせ先 御前崎市役所商工観光課企業港湾室 TEL 0537-85-1164

◆◆ (30) 菊 川 市 ◆◆

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 年1.80% (基準金利 年2.08%、市利子補給率 年0.28%)
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 菊川市役所商工観光課 TEL 0537-35-0936
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資 (52ページ) を参照

◆◆ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.40% (県利子補給率 年0.26%、市利子補給率 年0.40%)
信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問い合わせ先 菊川市役所商工観光課 TEL 0537-35-0936
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資 (52ページ) を参照

◆◆ 小口資金融資信用保証料補助

補 助 対 象 小口資金を借り受けた小規模事業者
補 助 率 信用保証料の総額の45%以内
問い合わせ先 菊川市役所商工観光課 TEL 0537-35-0936

◆◆ (31) 掛 川 市 ◆◆

◆◆ 小口資金

融 資 対 象 原則として市内に店舗、工場、事業所を有し、申込日以前3ヶ月以上継続して同一事業を営み、常時使用する従業員が30人 (卸売業、小売業、サービス業は10人) 以下の小規模事業者であること
市税に滞納がないこと
資 金 使 途 設備資金または運転資金
融 資 限 度 額 700万円以内
融 資 利 率 年1.8% (基準金利年2.08% 市補助率年0.28%)
融 資 期 間 5年 (60ヶ月) 以内
信用保証料 年0.30%~1.25%
連帯保証人・担保 信用保証協会の定めるところによる
返 済 方 法 ・元金均等月賦償還
(選 択) ・元利均等割月賦償還
問い合わせ先 掛川市役所産業労働政策課 TEL 0537-21-1125

◆◆ 短期経営改善資金

融 資 対 象 原則として市内において1年以上継続して同一事業を営み、常時使用する従業員が50人 (卸売業、小売業、サービス業は20人) 以下の小規模事業者であること
市税に滞納がないこと
資 金 使 途 運転資金 (仕入、決済、賞与等に必要な資金)
融 資 限 度 額 700万円以内
融 資 利 率 年1.4% (基準金利年2.06% 県補助率年0.26% 市補助率年0.40%)
融 資 期 間 5ヶ月以内
信用保証料 年0.30%~1.3%
連帯保証人・担保 信用保証協会の定めるところによる
返 済 方 法 ・元金均等割月賦償還
(選 択) ・元利均等割月賦償還
・一括償還
問い合わせ先 掛川市役所産業労働政策課 TEL 0537-21-1125



(32) 森 町

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 年1.80%
 信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
 問い合わせ先 森町役場産業課 TEL 0538-85-6319
 ※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 短期経営改善資金

融 資 利 率 年1.40%
 信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
 問い合わせ先 森町役場産業課 TEL 0538-85-6319
 ※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

(33) 袋 井 市

◆◆ 小口資金

融 資 対 象 次のいずれにも該当する者
 ア. 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者
 イ. 申込日現在引き続き6ヶ月以上同一事業を市内で営んでいる者
 ウ. 常用使用する従業員の数が30人（商業、サービス業は10人）以下の者
 エ. 申込日以前において納期が到来した市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納している者

資 金 使 途 運転資金及び設備資金

融 資 限 度 額 1中小企業者につき700万円以内。ただし、本融資の債務がある場合、融資限度額から現債務残高を差し引いた額の範囲内で融資を行う。

融 資 期 間 5年以内

融 資 利 率 年1.80%

返 済 方 法 元金均等月賦償還（3ヶ月以内据置可）

信用保証等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる

申 込 先 市内取扱金融機関

問い合わせ先 袋井市役所産業政策課 TEL 0538-44-3136

◆◆ 短期経営改善資金

融 資 対 象 次のいずれにも該当する者
 ア. 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる中小企業者又は中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに掲げる組合
 イ. 市内において申込日現在、原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者及び組合
 ウ. 常用使用する従業員の数が50人（卸売業、小売業、サービス業は20人）以下の者
 エ. 申込日以前において納期が到来した市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納している者
 オ. 静岡県中小企業事業資金融資制度要綱に基づく短期経営改善資金の融資の申込みをした者

| | |
|--------|--|
| 資金使途 | 仕入れ、決済及び賞与等に必要な資金 |
| 融資限度額 | ア. 1中小企業者につき700万円以下 イ. 1組合につき1,500万円以下。ただし、組合員に対する転貸融資の場合は1億円でかつ1組合員当たり700万円以下 ウ. 本融資の債務がある場合には、ア又はイの規定にかかわらず、当該融資限度額から現債務残高を差し引いた額の範囲内で融資を行う。 |
| 融資期間 | 5ヶ月以内 |
| 融資利率 | 年1.40% |
| 返済方法 | 元金均等月賦償還又は一括償還 |
| 信用保証等 | 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる |
| 申込先 | 市内取扱金融機関 |
| 問い合わせ先 | 袋井市役所産業政策課 TEL 0538-44-3136 |

◆◆ 景気対策特別資金

| | |
|--------|--|
| 融資対象 | 次のいずれにも該当する者 ア. 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者 イ. 市内に主たる店舗、工場又は事務所を有する者 ウ. 市内で1年以上同一事業を継続している者 エ. 申込日以前において納期が到来した市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納している者 オ. 景気の変動で最近3ヶ月、最近6ヶ月又は最近1年の売上が、過去10年間でいずれかの同期と比較して5%以上減少している者 |
| 資金使途 | 運転資金及び設備資金 |
| 融資限度額 | 1企業につき1,000万円。ただし、本融資の債務がある場合、融資限度額から現債務残高を差し引いた額の範囲内で融資を行う。 |
| 融資利率等 | 1.30% |
| 融資期間 | 7年以内 |
| 返済方法 | 元金均等月賦償還（1年以内据置可） |
| 信用保証等 | 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる |
| 申込先 | 市内取扱金融機関 |
| 問い合わせ先 | 袋井市役所産業政策課 TEL 0538-44-3136 |

◆◆ 事業資金利子補給制度

| | |
|--------|---|
| 融資対象 | 次のいずれにも該当する者 ア. 中小企業信用保険法第2条第1項第1号の規定する者 イ. 日本政策金融公庫の貸付金（普通貸付、小規模事業者経営改善資金、生活衛生一般貸付、生活衛生振興事業貸付及び生活衛生改善貸付）を借受ていること ウ. 常時使用する従業員数が50人以下（卸売業、小売業又はサービス業は20人以下） エ. 申請日現在引き続き6ヶ月以上継続して同一事業を市内で営んでいる者 オ. 申請日以前において納期が到来した市税（延納又は納税猶予に係る納税を除く。）を完納している者 |
| 対象融資金額 | 借受けた1資金につき500万円以内 |
| 補給金額 | 年利0.5%以内の利子相当額 |
| 補給期間 | 第1回償還日から2年以内 |
| 申込先 | 袋井市役所産業政策課 |
| 問い合わせ先 | 袋井市役所産業政策課 TEL 0538-44-3136 |



(34) 磐田市.....

◆◆ 経済変動対策貸付資金利子補給金

補給対象 県の経済変動対策貸付資金を借り受けた中小企業等に対し、借入に伴う利子の一部を補給。市内で1年以上継続して同一の事業を営み、かつ、市税を完納しているもの。

利子補給率 経済変動対策貸付資金について5,000万円を限度として、年利0.45%の利子相当額を補給。

補給期間 借受日から2年以内

問い合わせ先 磐田市役所商工観光課 TEL 0538-37-4819

◆◆ 開業パワーアップ支援資金利子補給金

補給対象 県の開業パワーアップ支援資金を借り受けた創業者等に対し、借入に伴う利子の一部を補給。ただし、市税を完納しているもの。

利子補給率 年利0.55%の利子相当額を補給。

補給期間 借受日から1年以内

問い合わせ先 磐田市役所商工観光課 TEL 0538-37-4819

(35) 浜松市.....

◆◆ ビジネスサポート資金

融資対象 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する従業員20人以下の中小企業者
ア. 市税を滞納していないこと
イ. 信用保証協会の保証対象業種であること

資金用途 運転及び設備資金

融資限度額 5,000万円
※ビジネスサポート資金内で借換可（融資限度額以内で増額可）

融資利率等 年1.6%以内（平成29年4月1日現在）

融資期間 10年以内（据置1年以内）

申込先 市制度融資取扱金融機関

問い合わせ先 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281

◆◆ 経営力強化資金

融資対象 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者で、金融機関及び認定支援機関の支援を受け、事業計画の策定並びに計画実行・進捗の報告を行う中小企業者
ア. 市税を滞納していないこと
イ. 信用保証協会の保証対象業種であること

資金用途 運転及び設備資金

融資限度額 8,000万円

融資利率等 年1.4%以内（平成29年4月1日現在）

融資期間 運転5年以内、設備7年以内、保証付既往借入金を借換の場合10年以内（据置1年以内）

申込先 市制度融資取扱金融機関

問い合わせ先 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281

◆◆ 中小企業育成資金

| | |
|--------|---|
| 融資対象 | 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者 ア. 従業員30名以下（商業、サービス業は10名以下） イ. 3ヶ月以上同一事業を営んでいること ウ. 市税を滞納していないこと エ. 信用保証協会の保証対象業種であること オ. 特別小口保証利用の場合は、従業員20名以下（商業、サービス業は5名以下）で、1年以上事業を営み、所得割の税金を完納し、特別小口保証以外の保証残高がないこと |
| 資金用途 | 運転及び設備資金 |
| 融資限度額 | 700万円 |
| 融資利率等 | 年1.7%以内（平成29年4月1日現在） |
| 融資期間 | 5年以内（据置6ヶ月以内） |
| 申込先 | 市制度融資取扱金融機関 |
| 問い合わせ先 | 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281 |

◆◆ 短期資金

| | |
|--------|---|
| 融資対象 | 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者 ア. 1年以上事業を営んでいること イ. 市税を滞納していないこと ウ. 信用保証協会の保証対象業種であること |
| 資金用途 | 一時的に必要な運転資金 |
| 融資限度額 | 企業 700万円 組合 1,500万円 |
| 融資利率等 | 年1.7%以内（平成29年4月1日現在） |
| 融資期間 | 1年以内 |
| 申込先 | 市制度融資取扱金融機関 |
| 問い合わせ先 | 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281 |

◆◆ 創業サポート資金

| | |
|--------|--|
| 融資対象 | ①市内で新規に開業する中小企業者（新規開業者） ②市内に主たる店舗・工場・事業所を有し、開業して5年以内の中小企業者 ア. 市税を滞納していないこと イ. 信用保証協会の保証対象業種であること ③浜松市の特定創業支援事業を受けると融資利率の優遇があります。 |
| 資金用途 | 運転及び設備資金 |
| 融資限度額 | 3,000万円 |
| 融資利率等 | 年1.1%以内（平成29年4月1日現在）年0.9%以内（特定創業支援優遇） |
| 融資期間 | 10年以内（据置1年以内） |
| 申込先 | 市制度融資取扱金融機関 |
| 問い合わせ先 | 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281 |

◆◆ ステップアップ資金

| | |
|-----------|---|
| 融 資 対 象 | 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者で、開業後5年以上10年以内の、製造業・製造業関連業種の中小企業者 ア. 市税を滞納していないこと イ. 信用保証協会の保証対象業種であること |
| 資 金 使 途 | 運転及び設備資金 |
| 融 資 限 度 額 | 5,000万円 |
| 融 資 利 率 等 | 年1.2%以内（平成29年4月1日現在） |
| 融 資 期 間 | 10年以内（据置1年以内） |
| 申 込 先 | 市制度融資取扱金融機関 |
| 問い合わせ先 | 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281 |

◆◆ 市制度融資借換資金

| | |
|-----------|---|
| 融 資 対 象 | 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者 ア. 市税を滞納していないこと イ. 2年以上経過した普通保証、経営安定関連保証又は（景気対応）緊急保証付きの市制度融資残高を有しているもので、月々の返済額の軽減を図ることのできるもの ウ. 経営安定関連保証利用の場合は、中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市長の認定を受けていること |
| 資 金 使 途 | 運転資金 |
| 融 資 限 度 額 | 5,000万円 |
| 融 資 利 率 等 | 年1.9%以内（平成29年4月1日現在） |
| 融 資 期 間 | 10年以内（据置1年以内） |
| 申 込 先 | 市制度融資取扱金融機関 |
| 問い合わせ先 | 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281 |

◆◆ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

| | |
|-----------|---|
| 融 資 対 象 | 市内の商工会議所・各商工会のいずれかの推薦を受け、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金を借り受けた方 |
| 対 象 期 間 | 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に申込みされたもの |
| 資 金 使 途 | 設備及び運転資金 |
| 融 資 利 率 等 | 利率は日本政策金融公庫の定めによる（市利子補給率0.3%） |
| 問い合わせ先 | 浜松市役所産業総務課 TEL 053-457-2281 |

◆◆ 創業支援事業費補助金

| | |
|-----------|--|
| 補 助 対 象 | 市内の創業支援施設である浜松イノベーションキューブ、テクノフロンティア浜松に入居している中小企業者、浜松市ソフトインキュベートルームに入居している中小企業者または創業から7年以内のベンチャー企業者 |
| 補 助 対 象 費 | 入居賃料（税抜） |
| 補 助 率 | ①浜松イノベーションキューブ及び浜松市ソフトインキュベートルーム 入居賃料（税抜）の2分の1 ②テクノフロンティア浜松 1㎡あたり600円以内/月 |
| 補 助 期 間 | ①浜松イノベーションキューブ及び浜松市ソフトインキュベートルーム 5年間 ②テクノフロンティア浜松 3年間 |
| 問い合わせ先 | 浜松市役所産業振興課（はままつ起業家カフェ内） TEL 053-525-9745 |

◆◆ 会社設立支援補助金

| | |
|--------|---|
| 補助対象 | 会社の設立日までに、浜松市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業の証明を受けた上で、浜松市内に平成29年4月1日以降に中小企業者として、初めて会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）を設立した市税の滞納がない者 |
| 補助対象費 | ・定款認証に必要な費用　・登記申請に係る費用 ・会社設立に要する手続きを司法書士等に依頼した場合の報酬等の費用 |
| 補助率 | 補助対象経費の2分の1（上限10万円） |
| 受付期間 | 会社設立日から60日以内か平成30年3月30日のどちらか早い日までに直接、事務局（はままつ起業家カフェ）へ申請書類等を提出 ※予算の範囲内において、申請書類の受付順で審査の上、補助金を交付するため、予算が無くなり次第受付を終了。 |
| 問い合わせ先 | 浜松市役所産業振興課（はままつ起業家カフェ内） TEL 053-525-9745 |

◆◆ ものづくり創業支援補助金

| | |
|--------|--|
| 補助対象 | 開業日までに、浜松市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業の証明を受けた上で、浜松市内に平成29年4月1日～平成30年3月30日の期間に新規開業したものづくりに関わる中小企業者（製造業と一部の情報通信業者）で市税の滞納がない者 |
| 補助対象費 | 開業日の1年前～平成30年3月30日の期間内に購入した設備費等 （専ら補助事業のために使用される単価30万円以上（消費税抜き）の機械装置、工具器具、分析装置、専用ソフトウェアの購入・設置、製作等に要する経費） |
| 補助率 | 補助対象経費の2分の1（上限100万円） |
| 受付期間 | 平成30年3月30日までに事務局（はままつ起業家カフェ）へ申請書類等を提出 ※予算の範囲内において、申請書類の受付順で審査の上、補助金を交付するため、予算が無くなり次第受付を終了。 |
| 問い合わせ先 | 浜松市役所産業振興課（はままつ起業家カフェ内） TEL 053-525-9745 |

◆◆ 新産業創出事業費補助金

| | |
|--------|---|
| 補助内容 | 浜松市において戦略的に支援すべき産業分野として位置づけている成長6分野（次世代輸送用機器、健康・医療、新農業、光・電子、環境・エネルギー、デジタルネットワーク・コンテンツ）について、新技術、新製品等の研究開発を行い事業化を目指す市内の中小企業者等に対し、研究開発費の一部を補助することにより事業化の実現を促し、浜松経済を牽引する成長産業の創出につなげていくことを目的とする。 |
| 補助対象 | (1) 浜松市内に主たる事務所を有する中小企業者 (2) 浜松市内に主たる事務所を置き、新たに事業を開始しようとする中小企業者 (3) (1) 又は (2) に該当する者を1人以上含み、研究開発を目的に2者以上の者で組織された共同体 |
| 補助対象費 | 原材料等購入費、開発設計費、機械装置又は工具器具の購入費、外注費等 |
| 補助率 | 対象経費の2分の1以内の額 ・研究開発補助金 事業1件あたり500千円を下限とし、5,000千円を上限とする。 ・製品開発補助金 事業1件あたり1,500千円を下限とし、10,000千円を上限とする。 |
| 補助期間 | 平成29年7月中旬（予定）～平成30年2月28日 |
| 問い合わせ先 | 浜松市役所産業振興課 TEL 053-457-2044 ※（注意）新産業創出事業費補助金については、平成29年4月24日で受付は終了しています。 |

◆◆ (36) 湖 西 市 ◆◆

◆◆ 小口資金

融 資 利 率 等 年1.50%
信 用 保 証 等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる（保証料は市で補給）
問 い 合 わ せ 先 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 短期経営改善資金

融 資 利 率 等 年1.40%（県制度融資利率 年1.80%－市利子補給率 年0.40%）
信 用 保 証 等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる
問 い 合 わ せ 先 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215
※融資対象・資金使途・限度額等については市町共通融資（52ページ）を参照

◆◆ 景気対策特別資金

融 資 対 象 ◎個人事業者にあつては、住所もしくは店舗、工場または事業所が市内にあること。
法人にあつては、店舗、工場または事業所が市内にあること。
◎1年以上同一事業を営んでいること
◎湖西市税を滞納していないこと
資 金 使 途 運転及び設備資金
融 資 限 度 額 1,000万円
融 資 利 率 等 年1.50%
信 用 保 証 等 協会の保証付き、保証料は協会の定めるところによる（保証料は市で補給）
融 資 期 間 7年以内（1年以内据置可）
問 い 合 わ せ 先 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215

◆◆ 高度化資金

融 資 対 象 ◎住所及び店舗、工場又は事業所がある中小企業者又は組合
◎湖西市税を滞納していないこと
資 金 使 途 運転及び設備資金
融 資 限 度 額 組合 5,000万円
企業 1,000万円
融 資 利 率 等 組合 年1.60%（信用保証付きの場合は△0.1%）
企業 年1.70%（信用保証付きの場合は△0.1%）
信 用 保 証 等 協会の保証付きの場合、保証料は協会の定めるところによる
融 資 期 間 運転5年以内 設備7年以内
取扱金融機関 (株)商工組合中央金庫 浜松支店
問 い 合 わ せ 先 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215

◆◆ 中小企業事業資金信用保証料補給金

| | |
|--------|---|
| 趣 旨 | 中小企業者が湖西市中小企業事業資金融資制度要綱に基づく資金を静岡県信用保証協会の保証を付して金融機関から融資を受けた場合に負担する保証料に対し、予算の範囲内で補給金を交付する制度 |
| 補給の対象 | 小口資金及び景気対策特別資金を借り受けた中小企業者が該当資金の借入時に協会に支払った信用保証料とする |
| 問い合わせ先 | 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215 |

◆◆ 開業パワーアップ支援資金利子補給金

| | |
|--------|---|
| 補給対象者 | ◎県の開業パワーアップ支援資金を借り受けた中小企業者 ◎湖西市税を滞納していないこと |
| 利子補給率 | 年1%以内 |
| 補給期間 | 10年 |
| 問い合わせ先 | 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215 |

◆◆ 技術自主開発事業費補助金

| | |
|---------|---|
| 趣 旨 | 新技術や新製品の研究開発等に要する経費の一部を補助する制度 |
| 補助対象者 | ◎市内で製造業（食料品製造業を除く）を営む企業の責任者又はその推薦を受けた企業内のグループ・従業員 |
| 補 助 額 | 補助対象経費（人件費は除く）の1/2以内（上限200万円） 1つの研究に対し1回のみ |
| 受 付 期 間 | 5/8～5/26 |
| 問い合わせ先 | 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215 |

◆◆ 中小企業販路拡大出展事業費補助金

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 趣 旨 | 展示会・見本市の出展に要する経費の一部を補助する制度 |
| 補助対象者 | ◎市内の中小企業者 ◎中小企業者等が組織する団体 |
| 補 助 額 | 補助対象経費（人件費は除く）の1/2以内（上限20万円） |
| 受 付 期 間 | 4/3～9/8（4～9月出展分）8/1～3/9（10～3月出展分） |
| 問い合わせ先 | 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215 |

◆◆ 静岡県新分野貸付資金利子補給制度

| | |
|----------|--|
| 趣 旨 | 従来事業から新分野に進出または海外投資を行いチャレンジする市内中小企業者を支援するため、静岡県の特別政策資金「新事業展開支援資金新分野貸付」資金を借り入れた際に、市が利子の一部を補給する制度 |
| 補給対象者 | ◎平成24年11月1日以降に静岡県特別政策資金「新事業展開支援資金 新分野貸付」融資を利用していること ◎市内に本店所在地及び事業所があること ◎市内で1年以上継続して同一の事業を営んでいること ◎（海外投資の場合）市内事業所の閉鎖や事業規模の縮小、従業員の雇用調整を伴わないこと ◎湖西市税を滞納していないこと |
| 利子補給期間 | 申込の日から10年以内 |
| 利子補給率 | 年0.47%以内（申込時の補給率は10年間固定） |
| 融資限度額 | 1,000万円 |
| 利子補給計算期間 | 1月1日～12月31日毎 |
| 問い合わせ先 | 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215 |

◆◆ 静岡県成長分野貸付資金利子補給制度

| | |
|--------|---|
| 補給対象者 | ◎県の成長産業分野支援資金成長産業分野支援貸付資金を開業パワーアップ支援資金要件または新分野貸付要件で借り受けた中小企業者 ◎開業パワーアップ支援資金要件による場合 市内に事業所があること ◎新分野貸付要件による場合 市内に本店所在地及び事業所があり、市内で1年以上継続して同一の事業を営んでいること ◎湖西市税を滞納していないこと |
| 利子補給率 | 開業パワーアップ支援資金要件による場合年0.3%以内 新分野貸付要件による場合年0.4%以内 |
| 補給期間 | 10年 |
| 問い合わせ先 | 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215 |

◆◆ 中小企業女性活躍促進事費補助金

| | |
|--------|-------------------------------|
| 趣旨 | 女性の活躍を推進する取組みに要する経費の一部を補助する制度 |
| 補助対象者 | ◎市内の中小企業者 |
| 補助額 | 補助対象経費の1/2以内（上限10万円） |
| 受付期間 | 受付期間 6/1～2/28 |
| 問い合わせ先 | 湖西市役所商工観光課 TEL 053-576-1215 |